## 重松委員説明資料

# 警察による 犯罪被害者 支援



## 警察による犯罪被害者支援

目次

1.	<ul><li>犯罪被害者の現状</li><li>● 犯罪被害者の抱える様々な問題</li><li>● 犯罪被害による心身への影響</li></ul>	]
2.	<ul><li>犯罪被害者支援の経緯</li><li>●犯罪被害者支援の経緯</li><li>● 国際的な潮流</li><li>●犯罪被害者支援の必要性と取組</li></ul>	3
3.	犯罪被害者支援のための具体的施策	
	<ul> <li>1 相談・捜査の過程における犯罪被害者への配慮及び情報提供</li> <li>●被害者の手引の作成・配布</li> <li>●被害者連絡制度</li> <li>●刑事手続の流れ</li> <li>●捜査一般</li> <li>●地域警察官による犯罪被害者訪問・連絡活動</li> <li>●各種相談窓口の設置</li> <li>●安心な社会を創るための匿名通報ダイヤル</li> </ul>	6
	<ul><li>2 精神的被害の回復への支援 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·</li></ul>	10
	3 経済的負担の軽減に資する支援 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	11
	<ul><li>② 犯罪被害者の安全の確保 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·</li></ul>	18
	5 犯罪被害者支援推進のための基盤整備 ●施設の改善 ●指定被害者支援要員制度	18
4.	各分野における施策	
	<ul> <li>●性犯罪被害者への対応</li> <li>●性犯罪捜査指導官等の設置</li> <li>●性犯罪被害者が希望する性別の捜査員による対応</li> <li>●証拠採取における配慮</li> <li>●性犯罪被害相談電話全国共通番号「#8103(ハートさん)」の導</li> <li>■緊急避妊等の経費負担</li> <li>●関係機関との連携強化</li> <li>●交番における安全対策の推進</li> <li>●鉄道警察隊における安全対策の推進</li> </ul>	
	②被害少年の保護	24
	<ul><li>(被害少年への支援活動) ● 専門職員等による継続的な支援活動</li><li>● 少年相談窓口の充実 ● 少年サポートセンター</li><li>〈児童虐待への対応〉</li></ul>	
	434	07
	3 暴力団犯罪の被害者への対応	27
	4 交通事故被害者への対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
	<ul><li>● 交通事故被害者の現状</li><li>● 交通事故被害者からの相談への対応</li><li>● 交通事故被害者への情報提供</li><li>● 都道府県交通安全活動推進センター</li><li>● 事故原因の徹底究明に向けた適正かつ緻密な交通事故事件捜査の推進</li><li>● 交通事故事件捜査における二次的被害の防止</li></ul>	
	5 ストーカー事案・配偶者からの暴力事案等への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
5.	関係機関・団体などとの連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
6.	被害相談電話・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35

## 1. 犯罪被害者の現状

## 犯罪被害者の抱える様々な問題

犯罪被害者(ご遺族を含む。)は、命を奪われる(家族を失う)、けがをする、物を盗まれるなどの直接的な被害だけではなく、

事件に遭ったことによる精神的ショックや身体の不調

医療費の負担や失職、転職等による経済的困窮

捜査や裁判の過程における精神的、時間的負担

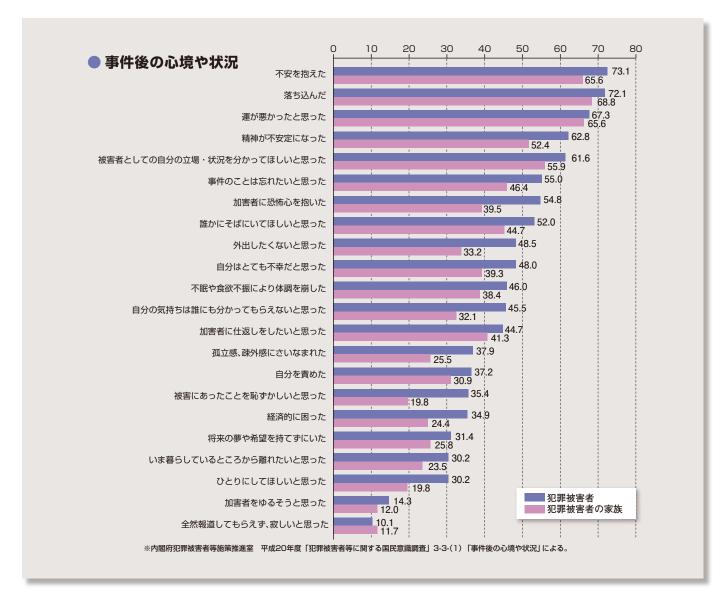
周囲の人々の無責任なうわさ話やマスコミの取材、 報道によるストレス、不快感

など、被害後に生じる様々な問題に苦しめられます。このような問題は総じて「二次的被害」といわれています。

犯罪被害者の抱える問題の中でも、精神的被害は深刻です。

先の地下鉄サリン事件の被害者や阪神淡路大震災の被災者が様々なトラウマやPTSDの症状を訴えたことにより、精神的被害の深刻さが広く認識されるようになりました。

平成20年10月に内閣府が行った「犯罪被害者等に関する国民意識調査」によると、事件後の心境や状況については、犯罪被害者やその家族の6割以上が「不安を抱えた」と回答するなど、多くの犯罪被害者やその家族が深刻な精神的被害を受けていることが明らかとなっています。



## 犯罪被害による心身への影響

犯罪の被害を受けた後は、一種のショック状態が続き、心や体に変調を来すことが多いのですが、これは異常なことではなく、突然大きなショックを受けた後では誰にでも起こり得ることなのです。

犯罪被害者の心身の変調の現れ方は、人によって様々であり、また、同一人であっても時間の経 過や環境の変化により一定ではありません。

周りの人たちは、このような犯罪被害者の変調を理解して接し、犯罪被害者を責めたり、無理に励ましたりすることなどは避けてください。犯罪被害者の心の傷の回復には、周囲の人々の理解と共感と支持がとても大切です。

#### 心理面への影響

- 感覚・感情がマヒする
- 現実だという感覚がない
- 自分が自分でないと感じる
- 記憶力、判断力の低下
- 自己評価の低下
- 他人や社会に対する信頼感の喪失
- 恐怖感、不安感、自責感、無力感、 絶望感、孤独感、疎外感、屈辱感、 怒り、悲しみなどを抱く

#### 身体面への影響

- めまい・過呼吸・動悸・下痢・便秘
- 不眠・悪夢
- 吐き気・食欲不振

被害による心身への影響の具体例には、

- 人ごみが怖くて外に出られず、自宅に引きこもる
- 事件が起こったのは自分が全て悪いからだと思い込み、自分を責める
- 何でもないのに涙が出るなど感情がコントロールできない
- 自分が受けた被害をまるで他人事のよう に淡々と語る
- ●特定の日(事件等と関連のある日など) になると不安になる
- 亡くなった事実が受け入れられず、故人の ことが頭から離れない
- 子供が親の後をいつもついてきて離れない

などがみられます。

## トラウマとPTSD

トラウマ(trauma:心的外傷)とは、犯罪や事故による被害、自然災害などの生死にかかわるような大きな出来事に遭遇したときに受ける心の傷をいいます。

また、トラウマを受けた人が、

- 事件等の記憶が生々しく蘇ったり、その 夢を見たりするなど、そのときの苦痛を 繰り返し体験する
- 事件等に関連した考えや気持ちを回避 したり、事件等を思い出させる場所や 状況を避ける
- ●事件等のことを思い出せなかったり、必要以上に長く自分や他人を責めたりする
- いつもびくびくしたり、物事に集中できなかったりする

などの精神的、身体的症状を1か月以上 呈した場合にPTSD (Posttraumatic Stress Disorder:心的外傷後ストレス 障害)と診断されることがあります。

## 2. 犯罪被害者支援の経緯

### 犯罪被害者支援の経緯

三菱重工ビル爆破事件などを契機として、昭和55年に「犯罪被害者等給付金支給法」が制定され、殺人や傷害などの人の生命又は身体を害する故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた方のご遺族や身体に重い障害が残った方に対し、国が給付金を支給する「犯罪被害給付制度」が発足し、我が国における犯罪被害者への経済的援助が始まりました。

その後、平成3年に開催された「犯罪被害給付制度発足10周年記念シンポジウム」において、特に精神的援助の必要性が犯罪被害者自身によって強く指摘され、これを重要な契機として更なる犯罪被害者支援のための検討が始まりました。

#### 国際的な潮流

国際的にも、人権意識の高まりを背景に、犯罪により 身体的・精神的に被害を受けた犯罪被害者に対して、国 家による救済、支援が行われるべきであるとの主張が高 まってきています。

1985年(昭和60年)、国連総会において、「犯罪及び権力濫用の被害者のための司法の基本原則宣言」が採択されました。その中では、

被害者は、その尊厳に対し共感と敬意をもって扱われるべきであること

被害者に対して、訴訟手続における被害者の役割や訴訟の進行状況、訴訟結果等に関する情報を提供する必要があること

被害者が必要な物質的、医療的、精神的、社会的援助を受けられるようにし、その情報を被害者に提供すべきこと

各国政府は、警察、裁判、医療、社会福祉等の関係機関の職員に十分な教育訓練を行い、司法上・ 行政上の敏速な対応を進めるため適切な制度整備等を行うこと

などが提言されています。また、欧米諸国等では、犯罪被害者支援のための様々なシステム整備が進められており、犯罪被害者支援は国際的な潮流ともなっています。

## 被害者の声

犯罪被害給付制度発足10周年記念 シンポジウム(平成3年)における 大久保惠美子さんの発言(要約)

私の息子は、去年の10月12日、飲酒運転者に殺されました。殺された後の数か月間、私はどうやって生きていけばいいのか分からず、本当に無我夢中で、日本には何か私を精神的に助けてくれるところがないのかと必死になって探しましたけれども何もありませんでした。

先程パネリストの先生からも、「日本では、被害者の声として出てこない、被害者の本当にそれがニーズなのか」という発言もありました。でも被害者の立場になりますと、はい、私が被害に遭いましたと大きな声で言って、大きな声で泣ける、そういう社会ではありません。今の日本は大きな声で泣きたくても泣けないんです。ただじっと自分で我慢しなければならないのが今の日本における被害者の姿だと思います。

日本では、そういう被害者を精神的に救う 道が何もない。まずそれを創ってほしいと思 うことなんです。

先程、「被害者が立ち直るためには同じ被害者同士での話し合いが一番大切だ」という発言がありましたが、それを支援してくれる専門家の方たちの助言がないとうまく立ち直っていけません。子供を殺された親は、このような辛い思いをもう他の人たちにさせたくないという気持ちでいっぱいなのです。どんな協力も惜しみませんから、10周年記念シンポジウムが開かれたこの機会に、是非、一歩でもいいんです。一歩だけでも踏み出してください。お願いします。

## 犯罪被害者支援の必要性と取組

警察は、被害の届出、被疑者の検挙、被害の回復・軽減、再発防止などを通じ犯罪被害者と最も密接に関わり、犯罪被害者を保護する役割を担う機関であることから、犯罪被害者の視点に立った各種施策の推進に努めています。

警察庁では、平成8年2月、各種施策を総合的に推進するに当たっての基本方針を取りまとめた「被害者対策要綱」を制定しました。さらに、同年5月には、長官官房給与厚生課に犯罪被害者対策室(後に「犯罪被害者支援室」に改称)を設置し、各種施策の企画・調査のほか、全般的な取りまとめを行っています。

平成16年12月には、「犯罪被害者等基本法」が成立し、平成17年4月に施行されました。それまでは、各府省が個別に施策に取り組んでいたところ、この法律では、犯罪被害者等に関する基本理念を定めており、国においては総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱等を定める犯罪被害者等基本計画を策定すること、地方公共団体はこれを踏まえて、地域の状況に応じた適切な施策を実施することなどが盛り込まれました。

政府においては、この法律に基づき、平成17年12月に「犯罪被害者等基本計画」を閣議決定しました。計画の中では、犯罪被害者等に対して講じていく具体的施策が盛り込まれました。また、検討を要する課題は、内閣府(犯罪被害者等施策推進室)を中心に警察庁を含めた

関係省庁や有識者等により構成される3つの検討会において、具体的な検討が進められました。

これらの検討会における検討結果等を踏まえ、警察庁においては、平成20年4月に「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」を改正し、国家公安委員会では、「犯罪被害者等の支援に関する指針」(平成20年国家公安委員会告示第25号)を定めました。

平成23年3月には、「第2次犯罪被害者等基本計画」 が閣議決定され、警察庁では、この計画の閣議決定を受 け、被害者対策要綱を見直し、警察において特に講ずべ き施策の具体的推進要領を示した「犯罪被害者支援要 綱」を制定しました。

平成28年4月には、「第3次犯罪被害者等基本計画」が閣議決定され、引き続き取り組むべき施策のほか、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する適切な支援の充実を図る取組、犯罪被害給付制度に関する検討などが盛り込まれました。警察では、この計画の閣議決定を受け、犯罪被害者支援要綱に替え、新たに、警察が講ずるべき具体的な取組内容及びその推進要領を示した「警察庁犯罪被害者支援基本計画」を策定し、カウンセリング等心理療法の費用の負担軽減などの新たな取組を盛り込んだほか、犯罪被害給付制度についても改正を行いました。これを受け、各都道府県警察では、既に実施している取組のより一層の充実を図り、引き続き組織を挙げて犯罪被害者支援に取り組んでいます。

#### ● 犯罪被害給付制度の改正の概要(平成30年4月1日施行)

#### 改 要 望 正 の 概 要 重傷病給付金の 支給対象期間及び上限額の撤廃 給付期間の 重傷病給付金の給付期間を3年に 支給対象期間等の ※改正前の重傷病給付金 延長 延長 給付期間 1年 在り方 120万円 限額 犯罪被害者に 仮給付の 犯罪被害者等給付金相当額の3分 犯罪被害者にとって 負担の少ない **負担の少ない給付**の実現 柔軟化 の1以下とする制限を撤廃 支給の在り方 幼い遺児がいる場合、遺児が18 遺児がいる若年の 若年者の 遺児への 犯罪被害者の死亡時に 歳になるまでの年数分を満たすよ 給付金の在り方 手厚い支援 おける給付金の増額 う遺族給付金を増額 ・親族関係が事実上破綻している 親族間犯罪被害に 親族間犯罪被害は 親族間犯罪被害 場合には給付金を全額支給 係る給付金の **不支給を原則**とされて に係る支給基準の ・18歳未満の者が受給者となる いることの**見直し** 在り方 抜本的見直し 場合の特例措置を新設

#### ● 犯罪被害者支援の経緯

日本		
19	年月日	出来事
565年 5月21日	<b>昭和49年 8月30日</b>	※ 同事件をめぐり犯罪被害給付制度の必要性が論議された。
	55年 5月 1日	犯罪被害者等給付金支給法公布(56年1月1日施行)
平成 2年11月17日   日本被害を分配性	56年 5月21日	財団法人犯罪被害者救援基金設立
3年10月3日   別果被素素的行動疾患足10周年記念シンボジウム陽解   8 円の水のアウムに水で10世間が関係の影響を表する。   10世	60年 8月26日	
4年 3月10日 4月 10日 19 元がアンムとが「管理での場合的場合と呼の時後を表現 10 10日本者者 実施開展が研究をによる調査(7年3月86音機能)) 10日本名のようかった。10日本名のようかった。10日本名のようからないての場合を対しませた。10日本名のようからないての場合を対しませた。10日本名のようからないての場合を対しませた。10日本名のようなが、10日本名のようなが、10日本名のは関係というによった。10日本名のようなが、10日本名のは関係というによった。10日本名のようなが、10日本名のようなが、10日本名のは関係というによった。10日本名のようなが、10日本名のは関係というによった。10日本名のようなが、10日本名のよう	平成 2年11月17日	日本被害者学会設立
### 1982年   本書 大田園屋研究会による開産。(7年3月報告書報出)   1982年   19	3年10月 3日	
6月   18年の代謝者が東京の「知事的地方の原料的地方の原料にから、20年の一部を表生、18年の代金書本方的企業と、   18年の始書本対策の企り方についての研究、これを考えし、   18年の始書本対策の企り方についての研究、これを考えし、   18年の始書本対策の企り方についての研究、これを考えし、   18年の分割を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発を開発した。   18年の月15日   28年の大長官官房総与学生建に3別報告書も対策直接を   28年の大長官房総与学生建に3別報告書も対策直接を   28年の大長官房総与学生建に3別報告書も対策直接を   28年の大長官房総与学生建に3別報告書も対策を対象   28年の大長官房総与学生建に3別報告書も対策を対象   28年の大長官房総与学生建に3別報告書も対策を対象   28年の大長官房総与学生建に3別報告書も対策を対象   28年の大長官房総与学生建に3別報告書も対策を対象   28年の大長官房の大長に3年の大長官房の大長に3年の大長官房の大長に3年の大長の大島に3年の大島に		犯罪被害者実態調査研究会による調査(7年3月報告書提出) ※ 10周年記念シンボジウムでの指摘を受け、犯罪被害救援基金の委託研究として、犯罪被害者実態調査研究会(代表:慶応大学教授(当時)宮澤浩一)により実
8年 7月 1日   8年 7において「根本者対策要別と答定 全国書客に递達   5月15日   5月15日   5月15日   1年 5月15日   1月15日   5月15日		※ 同事件をめぐり被害者が受ける精神的被害の深刻さが広く認識されるようになった。
19年 5月 9日 10年 5月 9日 12国族音与東上線に沿頭神密書的対策放置 19年 5月 9日 12国族音子支援ネットワーク」設立 19年 5月 15日 5月 15日	8年 2日 1日	
11年 6月15日 5月2日 児童哲学、児童がルンに係られ事物を表す化料で富川発売 (11月1日施行)   12日 児童哲学、児童がルンに係られ事物の受別での保護等に関する法律公布 (11月1日施行)   13年 6月19日 1月11日   24年 5月19日 1・10からる即被を考しません。   15月 11日 11日 11日 2	5月11日	警察庁長官官房給与厚生課に犯罪被害者対策室設置
日東京 児童 対ルンに係ら行為等の規則及び児童の保護等に関する法律公布 (11月1日施行) 日 日		
	5月26日 6月18日	児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律公布(11月1日施行) 犯罪捜査規範の一部を改正する規則公布・施行
13年 4月13日 犯罪被害者等給付金支給法の一部を改正する法律公布(7月1日施行) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律公布 犯罪被害者を提びフォーラム開催	5月24日	を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」)公布 児童虐待の防止等に関する法律施行(11月20日施行) ストーカー行為等の規制等に関する法律施行(11月24日施行)
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律公布 犯罪被害給付制度発足・犯罪被害的損害を設定20周年記念 犯罪被害者支援フォーラム開催  14年 1月30日		
14年 1月30日   警察本部長等による犯罪の被害者等に対する援助の実態に関する指針告示(4月1日施行)   犯罪被害者が異類際シンボジウム2003開館   「全国被害者支援ネットワーク」が10月3日を「犯罪被害者支援の日」と定めて全国キャンペーンを実施   16年12月 8日   犯罪被害者が基本法公布(17年4月1日施行)   17年12月27日   犯罪被害者等基本法公布(17年4月1日施行)   18年 4月 1日   犯罪被害者等基本法公布(17年4月1日施行)   18年 4月 1日   犯罪被害者等基本法公布(17年4月1日施行)   18年 4月 1日   犯罪被害者等基本計画   閣議決定   犯罪被害者等的人量の支給等に関する法律施行規則の一部を改正する規則施行   18年 4月 1日   犯罪被害者等格付金の支給等に関する法律施行規則の一部を改正する規則施行   18年 4月 1日   犯罪被害者等的権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律公布   19年11月   犯罪被害者等的権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律公布   19年11月   犯罪被害者等的権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律公布   19年11月   犯罪被害者等的権利益の支援を図るための刑事を改正する法律公布(12月18日施行)   7月 1日   10月31日   犯罪被害者等的者を支援を引きませる対策室を「犯罪被害者支援率」に改称   8年 5年 7日 7日   犯罪被害者等的者を対策を「犯罪被害者支援率」に改称   10月31日   犯罪被害者等的支援に関する活律の一部を改正する規則公布(10月1日施行)   23年 3月25日   第2父犯罪被害者等起大量の支援に関する法律派行規則の一部を改正する規則公布(10月1日施行)   24年 9月11日   犯罪被害者等的付金の支急等による犯罪被害者の支援に関する法律流行規則の一部を改正する規則公布(7月15日施行)   7月 3日   犯罪被害者与基本計画   閣議決定   管察庁において「犯罪被害者を受援を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律の一部を改正する法律公布(12月1日施行)   7月 3日   犯罪被害者等給付金の支急等による犯罪被害者等的支援に関する法律公布(12月3日)施行)   26年10月10日   犯罪被害者等給付金の支急等による犯罪被害者等的支援に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律流行   内閣庁担ってい犯罪被害者等基本計画   閣議決定   日間を発展していための国国庁が取組権法等の一部を改正する法律施行第ら法律派行(1月10日施行)   28年 4月 1日   日間・発展の事等による犯罪被害者支援基本計画   日間・28年 4月 1日   日間・28年 4月 4日		配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律公布
10月 3日 「全国被害者支援ネットワーク」が10月3日を「犯罪被害者支援の日」と定めて全国キャンペーンを実施 16年12月 8日 犯罪被害者等基本法公布(17年4月1日施行) 17年12月27日 犯罪被害者等基本法回 閣議決定 18年 4月 1日 犯罪被害者等結付金の支給等に関する法律施行規則の一部を改正する規則施行 18年 4月 1日 犯罪被害者等結付金の支給等に関する法律施行規則の一部を改正する規則施行 18年 4月 犯罪被害者等結付金の支給等に関する法律施行規則の一部を改正する規則施行 18年 4月 犯罪被害者等基本計画に基づ(3つの検討会(~19年11月) 19年 6月27日 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律公布 19年11月 犯罪被害者等結付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律公布 19年11月 犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律公布(12月18日施行) 7月 1日 10月31日 犯罪被害者等格付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律公布(12月18日施行) 7月 1日 10月31日 犯罪被害者等的支援に関する指針告示 21年 9月11日 犯罪被害者等的支援に関する指針告示 21年 9月11日 犯罪被害者等結合金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則公布(10月1日施行) 23年 3月25日 第2次犯罪被害者等基本計画 閣議決定 全国警察に通達 7月 7日		警察本部長等による犯罪の被害者等に対する援助の実態に関する指針告示(4月1日施行)
17年12月27日 犯罪被害者等基本計画 閣議決定 18年 4月 1日 犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行規則の一部を改正する政令施行 犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行規則の一部を改正する規則施行 18年 4月 犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行規則の一部を改正する規則施行 19年 6月27日 犯罪被害者等益者計画に基づ〈3つの検討会(~19年11月) 19年 6月27日 犯罪被害者等基本計画に基づ〈3つの検討会(三校とりまとめ)決定 20年 4月18日 犯罪被害者等結付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律公布(7月1日施行) 7月 1日 6月18日 オウム真理教犯罪被害者等を教済するための給付金の支給に関する法律公布(7月1日施行) 7月 1日 10月31日 犯罪被害者等を対策するための給付金の支給に関する法律公布(7月1日施行) 21年 9月11日 犯罪被害者等的支援に関する指針告示 21年 9月11日 犯罪被害者等表計画 閣議決定 警察庁において「犯罪被害者等基本計画 閣議決定 警察庁において「犯罪被害者等基本計画 閣議決定 1月15日 犯罪被害者差基本計画 閣議決定 25年 6月12日 犯罪被害者差数と変し、日本を改正する法律公司を改正する規則公布(7月15日施行) 9月30日 日間被害者支援20年、犯罪被害者基本計画を改正する法律を公司を改正する規則公布(7月15日施行) 25年 6月12日 犯罪被害者基金を受しための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律公布(12月1日施行) 7月 3日 配信者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律公布(26年1月3日施行) ストカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律公布(10月3日(一部7月23日)施行) 26年10月10日 犯罪被害者等命分類の財务に関する法律の一部を改正する法律公布(1月1日施行) 28年 4月 1日 内閣の重要政策に関する法律の市(10月3日(一部7月23日)施行) 28年 4月 1日 内閣の重要政策に関する法律の事後の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律施行 ** 内閣ではついた必要等者等者も計画の作成及が推進に関する法律公布(10月3日(一部7月23日)施行) 28年 6月 7日 国外犯罪被害者等基本計画 閣議決定 警察庁において「警察庁犯罪被害者を基本計画」を国警察に通達 28年 6月 7日 国外犯罪被害不慰金等の支給に関する法律公布(1月3日施行) 29年 6月23日 刑法の一部を改正する法律公布(4月1日施行) 30年 3月30日 犯罪被害者等給付金の支給による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令公布(4月1日施行)		
18年 4月 1日 犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令施行 犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行規則の一部を改正する規則施行 犯罪被害者等基本計画に基づ(3つの検討会(~19年11月) 19年 6月27日 犯罪被害者等基本計画に基づ(3つの検討会(~19年11月) 犯罪被害者等極利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律公布 19年11月 犯罪被害者等格付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律公布 19年11月 犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律公布 (7月1日施行) オウム真理教犯罪被害者等免权派するための給付金の支給に関する法律公布 (12月18日施行) 8 察庁長官官房給与厚生課犯罪被害者等犯罪被害者等犯罪被害者支援室」に改称 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者专及援宣」に改称 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則公布 (10月1日施行) 23年 3月25日 7月7日 第次次犯罪被害者考验付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則公布 (7月15日施行) 月15日 9月30日 民間被害者支援受利 (25年 6月12日 犯罪被害者参給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律流行規則の一部を改正する規則公布 (7月15日施行) 民間被害者支援20年、犯罪被害教授基金・犯罪被害給付制度30年記念 犯罪被害者支援フォーラム開催 25年 6月12日 犯罪被害者等的 (2月1日施行) 不月 3日 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律公布 (26年1月3日施行) ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律公布 (10月3日(一部7月23日)施行) 26年10月10日 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律公布 (10月3日(一部7月23日)施行) 28年 4月 1日 内閣の重要政策に関する総合調整等に関する法律の一部を改正する法律公布 (1月1日施行) 28年 4月 1日 内閣重要に関する総合調整等に関する法律公布 (1月3日施行) 全年 6月23日 刑法の一部を改正する法律公布 (1月13日施行) 29年 6月23日 刑法の一部を改正する法律公布 (1月13日施行) 29年 6月23日 刑法の一部を改正する法律公布 (1月13日施行) 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等的支援に関する法律流行令の一部を改正する政令公布 (4月1日施行) 30年 3月30日 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令公布 (4月1日施行) 30年 3月30日 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令公布 (4月1日施行) 30年 3月30日 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令公本 (4月1日施行) 30年 3月30日 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行者の一部を改正する政党を対策を持定する法律を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を対策を	16年12月 8日	犯罪被害者等基本法公布(17年4月1日施行)
22年 4月 1日 22年 6月2日 22年 4月1日 22年 6月2日 22年 4月1日 22年 6月2日 22年 6月23日 22年 6月23日 22年 6月23日 22年 6月23日 22年 6月23日 22年 6月23日 22年 4月1日日 22年 6月23日 22年 4月1日日 22年 4月1日 22年 42年 41日	17年12月27日	犯罪被害者等基本計画 閣議決定
19年 6月27日 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律公布 19年11月 犯罪被害者等基本計画に基づく3つの検討会「三校とりまとめ」決定 20年 4月18日	18年 4月 1日	
19年11月 犯罪被害者等基本計画に基づ(3つの検討会「三校とりまとめ」決定 20年 4月18日 6月18日 7月 1日 6月18日 7月 1日 1日 1月18日 7月 1日 1日 1月18日 7月 1日 7月 7日	18年 4月	犯罪被害者等基本計画に基づく3つの検討会(~19年11月)
20年 4月18日 6月18日 7月 1日 6月18日 7月 1日 1日 7月 1日 1日 7月 1日 1日 10月31日 21年 9月11日 21年 8年	19年 6月27日	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律公布
20年 4月18日 6月18日 7月 1日 6月18日 7月 1日 10月31日 7月 1日 7月 7日	19年11月	犯罪被害者等基本計画に基づく3つの検討会「三校とりまとめ」決定
# 2次犯罪被害者等基本計画 閣議決定	6月18日 7月 1日	犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律公布(7月1日施行) オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律公布(12月18日施行) 警察庁長官官房給与厚生課犯罪被害者対策室を「犯罪被害者支援室」に改称
7月 7日	21年 9月11日	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則公布(10月1日施行)
る法律公布(12月1日施行)  7月 3日 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律公布(26年1月3日施行) ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律公布(10月3日(一部7月23日)施行) 26年10月10日 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則公布(11月1日施行) 28年 4月 1日 内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律施行 ※ 内閣府で担っていた犯罪被害者等基本計画の作成及び推進に関する事務を国家公安委員会(警察庁)に移管 第3次犯罪被害者等基本計画 閣議決定 警察庁において「警察庁犯罪被害者支援基本計画」を制定 全国警察に通達  28年 6月 7日 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律公布(11月30日施行) 29年 6月23日 刑法の一部を改正する法律公布(7月13日施行) 30年 3月30日 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令公布(4月1日施行)	7月 7日 7月15日	警察庁において「犯罪被害者支援要綱」を制定 全国警察に通達 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則公布(7月15日施行)
7月 3日 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律公布(26年1月3日施行) ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律公布(10月3日(一部7月23日)施行) 26年10月10日 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則公布(11月1日施行) 28年 4月 1日 内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律施行 ※ 内閣府で担っていた犯罪被害者等基本計画の作成及び推進に関する事務を国家公安委員会(警察庁)に移管 第3次犯罪被害者等基本計画 閣議決定 警察庁において「警察庁犯罪被害者支援基本計画」を制定 全国警察に通達 28年 6月 7日 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律公布(11月30日施行) 29年 6月23日 刑法の一部を改正する法律公布(7月13日施行) 30年 3月30日 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令公布(4月1日施行)	25年 6月12日	
26年10月10日 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部を改正する規則公布(11月1日施行) 28年 4月 1日 内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律施行 ※ 内閣府で担っていた犯罪被害者等基本計画の作成及び推進に関する事務を国家公安委員会(警察庁)に移管 第3次犯罪被害者等基本計画 閣議決定 警察庁において「警察庁犯罪被害者支援基本計画」を制定 全国警察に通達 28年 6月 7日 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律公布(11月30日施行) 29年 6月23日 刑法の一部を改正する法律公布(7月13日施行) 30年 3月30日 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令公布(4月1日施行)	7月 3日	
※ 内閣府で担っていた犯罪被害者等基本計画の作成及び推進に関する事務を国家公安委員会(警察庁)に移管 第3次犯罪被害者等基本計画 閣議決定 警察庁において「警察庁犯罪被害者支援基本計画」を制定 全国警察に通達 28年 6月 7日 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律公布(11月30日施行) 29年 6月23日 刑法の一部を改正する法律公布(7月13日施行) 30年 3月30日 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令公布(4月1日施行)	26年10月10日	
28年 6月 7日 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律公布(11月30日施行) 29年 6月23日 刑法の一部を改正する法律公布(7月13日施行) 30年 3月30日 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令公布(4月1日施行)	28年 4月 1日	<ul><li>※ 内閣府で担っていた犯罪被害者等基本計画の作成及び推進に関する事務を国家公安委員会(警察庁)に移管</li><li>第3次犯罪被害者等基本計画 閣議決定</li></ul>
29年 6月23日 刑法の一部を改正する法律公布(7月13日施行) 30年 3月30日 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令公布(4月1日施行)	28年 6月 7日	
	30年 3月30日	

## 3. 犯罪被害者支援のための具体的施策

## ● 相談・捜査の過程における犯罪被害者への配慮及び情報提供

## 被害者の手引の作成・配布

犯罪被害者にとって、犯罪によって受けた被害を回復・軽減するために受けることのできる支援の内容や、刑事手続に関することは、あまりなじみのないものであり、このような情報は早期に、かつ、包括的に提供される必要があります。都道府県警察においては、刑事手続の概要、捜査へのご協力のお願い、犯罪被害者が利用できる制度、各種相談機関・窓口についてわかりやすく記載したパンフレット「被害者の手引」を作成しています。

「被害者の手引」は、原則として、殺人や傷害、性犯罪などの身体犯の被害者、ひき逃げ事件や交通死亡事故などの重大な交通事故事件の被害者を対象として、被害者から事情聴取を行った捜査員等から配布され、その際、「被害者の手引」の内容について説明がなされます。

「被害者の手引」には、



被害者の手引

#### 刑事手続の概要と捜査へのご協力のお願い

被害者等に対する支援要員制度

刑事手続、捜査状況の情報に関する制度等

裁判で利用できる制度

安全の確保に関する制度

経済的支援や各種支援・福祉制度

精神的被害の支援

各種相談機関·窓口

に関する内容が盛り込まれており、このほか、交通事故の被害者やご遺族に対して配布する手引には、

自動車損害賠償責任保険等の自動車保険制度や 自動車損害賠償保障事業等についての情報

が盛り込まれています。

さらに、外国人の被害者のために、英語を始めとする 各種外国語版の手引も各都道府県警察の実情に応じて 作成されています。



交通事故·事件用



各種外国語版の手引

#### 被害者連絡制度

捜査の状況や加害者がどのような処分を受けたかなどに関する情報は、犯罪被害者にとって、非常に関心の高いものです。特に、殺人や傷害、性犯罪などの身体犯の被害者、ひき逃げ事件や交通死亡事故などの重大な交通事故事件の被害者は、被害によって受ける精神的苦痛が大きく、事件捜査への関心も高いことから、警察では、原則として、身体犯や重大な交通事故事件の被害者又はそのご遺族に対し、刑事手続及び犯罪被害者のための制度、被疑者検挙までの捜査状況、被疑者の検挙状況、逮捕被疑者の処分状況について、事件を担当する捜査員が連絡を行う被害者連絡制度を設けています。

なお、検察庁においても、被害者や参考人の方などに対し、事件の処分の結果、裁判の結果などに関する情報を提供するために、被害者等通知制度を設けています。

#### 被害者連絡の対象

殺人、傷害、性犯罪等の身体犯の被害者又はその遺族

ひき逃げ事件や交通死亡事故などの重大な交通 事故事件の被害者又はその遺族

#### ● 被害者連絡の内容

刑事手続や犯罪被害者のための制度

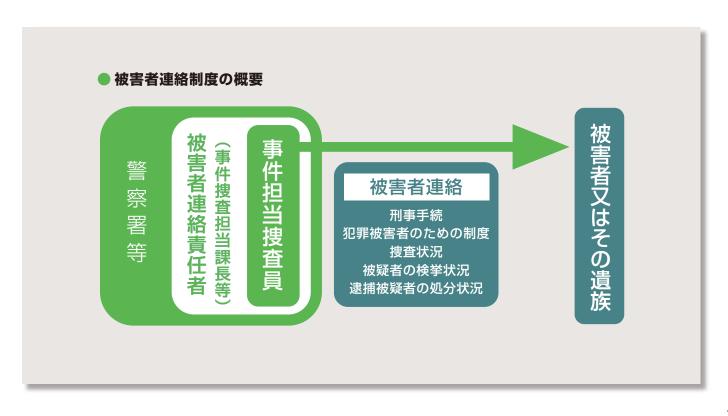
捜査状況(被疑者検挙まで)

被疑者の検挙状況\*注1)

#### 逮捕被疑者の処分状況\*注2)

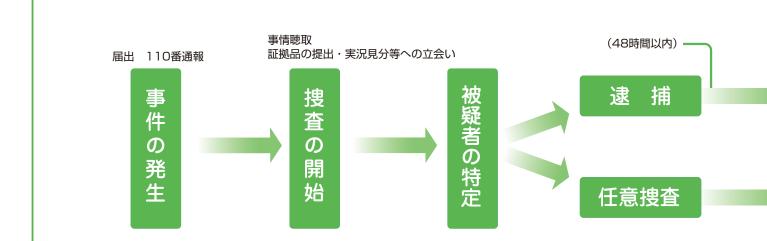
- \*注1)被疑者を検挙したことや被疑者の氏名、年齢などを連絡します。 なお、被疑者が少年の場合は、少年の健全育成の観点から、その保護者の氏 名などを連絡する場合があります。
- \*注2) 事件送致先検察庁、処分結果(起訴、不起訴等)、公訴を提起した裁判所などを連絡します。 なお、被疑者を逮捕せずに事件を送致した場合は、事件送致先検察庁のみの連絡となります。

なお、事件のことを思い出したくないため、情報提供を 望まない被害者もいることから、被害者連絡は、あくまで も被害者の意向をくんで行っています。



#### ● 相談・捜査の過程における犯罪被害者への配慮及び情報提供

## 刑事手続の流れ



#### ◆ 犯罪被害者の方へのお願い

事件が発生してから、判決までの流れは上の図のとおりですが、被疑者を逮捕し、厳しく処罰する上で、犯罪被害者の方には、右に説明するようなご協力をいただくことになります。

#### 事情聴取

●事件の状況や被疑者の 人相などについてお聞き します。

犯罪被害者の方にとっては、思い出したくないことやつらいこともあるかもしれませんが、被疑者を捕まえて事件を解決するため、ご協力をお願いします。

#### 証拠品の提出

●事件のときに着ていた 衣類や持ち物などを証拠 品として提出していただ くことがあります。

提出していただいた物は、証拠品として保管する必要がなくなれば、お返しします。

#### 実況見分等への立会い

●事件に遭った状況など を明らかにするために行 います。

犯罪被害者の方には、 被害状況の確認のため、 立ち会っていただくこと があります。

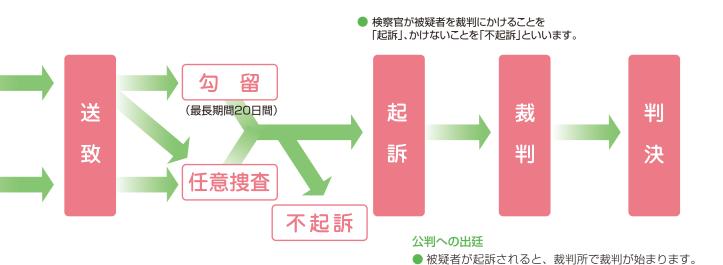
### 捜査一般

捜査過程における捜査官の言葉や行動が犯罪被害者の心理状況に及ぼす影響は大きいものです。そこで、犯罪被害者が捜査によって余計な負担を負わず、二次的被害を受けないよう、犯罪被害者に接する際には、警察ではできる限りの配慮をするよう努めています。

被害届の受理に当たっては、犯罪被害者の気持ちに配慮した方法により事情聴取が行われ、被害届の受理に

関連して犯罪被害者からの各種相談を受けた場合は、その内容に応じて適切な処理がとられています。

また、犯罪被害に遭われて亡くなられた方のご遺族 に対する精神的、経済的な負担を緩和するために、司法 解剖後のご遺体のご遺族宅等への搬送や修復に要す る費用を負担する制度を各都道府県警察において進め ています。



平成19年6月に成立した「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」により、

- ①犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度の創設(犯罪被害者等が、一定の要件の下で、公判期日に出席し、被告人に対する質問などを行うなど、刑事裁判に直接参加することを可能とする制度)
- ②刑事裁判手続において犯罪被害者等の氏名等の情報を保護するための制度の創設
- ③犯罪被害者等による損害賠償請求に関し刑事手続 の成果を利用する制度の創設
- ④公判記録の閲覧・謄写の範囲の拡大についての法整備が行われました(①及び③については、平成20年12月1日から、②及び④については、平成19年12月26日から施行されています。)。

平成20年4月に成立 位に「犯罪被害を 権利利益の刑措置の保事を が関する措施のの が関するがの がでする法律」による を対して、 をがして、 をがし、 をがし、 をがし、 をがし、 をがして をがして、 をがして、 をが

平成25年6月に成立した「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律」により、公判期に出席した被害者参加人に被害者参加人の資力要件が緩大さるとのできるのできるを知ることのできるを知りました(いずれも平成25年12月1日から施行されています。)。

裁判では、証人として出廷していただくことがあります。

このほか、犯罪被害者の自宅に急行する場合において も、性犯罪被害者など、パトカーが自宅に来ることを犯罪 被害者が望まないような場合には、できる限り私服の警 察官が目立たない車両で赴くようにしています。

特に、性犯罪、少年被害にかかる犯罪等、犯罪被害者ができるだけ事件のことを他人に知られたくないと思うような場合は、犯罪被害者が周囲の好奇の目にさらされ

ないよう、犯罪被害者のプライバシーに配慮がなされています。

さらに、犯罪被害者の協力が必要な事情聴取、実況見分等においては、その都合をできるだけ考慮して日時を選定するなど、犯罪被害者の心情、便宜に配意した捜査を行っています。

#### ● 相談・捜査の過程における犯罪被害者への配慮及び情報提供

### 地域警察官による犯罪被害者訪問・連絡活動

交番等の地域警察官は、その受持ち地区に居住する 犯罪被害者の再被害を予防し、その不安感を解消する ため、犯罪被害者の要望に基づき訪問・連絡活動を実施 しています。

この訪問・連絡活動では、

被害の回復、拡大防止等に関する情報の提供

防犯上の指導連絡

#### 警察に対する要望・相談等の聴取

などを行っています。また、犯罪被害者の要望を受け、周辺のパトロールや女性警察官による訪問・連絡活動を行っています。

#### 各種相談窓口の設置

警察では、住民からの各種要望及び相談に応じる総合窓口を警察本部に設置しています。電話による相談についても、全国統一番号の相談専用電話「#9110番」を設置しており、警察本部の相談総合窓口につながるようになっています。また、このような総合的な相談に加え、犯罪被害者の二一ズに応じて、性犯罪相談、少年相談、消費者被害相談等個別の相談窓口を設けています。

## 2 精神的被害の回復への支援

### カウンセリング体制の整備

犯罪により大きな精神的被害を受けた犯罪被害者に対しては、心理学的立場からの専門的なカウンセリングが必要となることがあります。そこで、警察では、その精神的被害を軽減するため、

カウンセリングに関する専門的知識や技術を有する職員の配置

精神科医や民間のカウンセラーとの連携

#### 犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度

などにより、犯罪被害者のための相談・カウンセリング体制を整備しています。

また、被害少年に対しては、専門職員(少年補導職員)が部外専門家等の助言を受けながら、カウンセリングを 実施しています。

### 安心な社会を創るための匿名通報ダイヤル

平成19年10月1日から、被害者本人からの申告が期待しにくく、被害が潜在化しやすい犯罪を早期に認知して検挙に結び付けるため、警察庁の委託を受けた民間団体が、一定の犯罪等に係る通報を匿名で受け付け、有効な通報を行った者に対して情報料を支払う「匿名通報ダイヤル」を運用しています。

現在は、暴力団が関与する犯罪、犯罪インフラ、薬物・拳銃事犯、特殊詐欺、少年福祉犯罪、児童虐待事案、人身取引事犯などを通報対象事案として、犯人の検挙や被害者の早期保護に役立てています。



匿名通報ダイヤル 0120-924-839 ウェブサイト http://www.tokumei24.jp (スマートフォン対応可)



犯罪被害者に対応するカウンセラ-

## 3 経済的負担の軽減に資する支援

## 犯罪被害給付制度

犯罪被害給付制度とは、通り魔殺人などの故意の犯罪行為により、亡くなられた犯罪被害者のご遺族(第一順位遺族)や重傷病を負い、又は身体に障害が残った犯罪被害者に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図ろうとするものです。

この制度は、通り魔殺人事件被害者のご遺族、犯罪被害者学の研究者、弁護士会等から公的な犯罪被害者補償制度の確立の必要性が主張され、さらに、昭和49年8月30日に発生した三菱重工ビル爆破事件(死者8人、負傷者380人)などを契機として、国会、マスコミなどで大きく論議されたことにより、犯罪被害者補償制度の確立を求める声が高まったことを踏まえ、昭和55年5月1日に「犯罪被害者等給付金支給法」が制定され、昭和56年1月1日から施行されたものです。

その後、重傷病給付金の創設や支給要件の緩和、親族間犯罪に係る減額·不支給事由の見直しなど、法令改正により、犯罪被害給付制度の拡充が図られ、平成30年度は、329人の犯罪被害者等に対し、約7億2,400万円の支給裁定を行いました。

#### ● 対象となる犯罪被害

本制度による給付金の支給の対象となる犯罪は、日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる犯罪行為(過失犯を除く。)による死亡、重傷病又は障害であり、緊急避難による行為、心神喪失者又は刑事未成年者の行為であるために刑法上加害者が罰せられない場合も、対象に含まれます。

## 国外犯罪被害弔慰金等支給制度

国外犯罪被害弔慰金等支給制度は、国外において不慮の犯罪被害を受けた被害者等に対して、国が弔慰金や見舞金を支給するものです。具体的には、国外において犯罪被害を受け死亡した日本国民(日本国外の永住者を除く。)の遺族(犯罪行為の発生時、日本国籍を有せず、かつ、日本国内に住所を有しない者を除く。)に対して国外犯罪被害弔慰金(200万円)を、障害(障害等級第一級相当)を負った日本国民に対して国外犯罪被害見舞金(100万円)をそれぞれ支給することとしています。

また、本制度の対象となる犯罪被害は、日本 国外において行われた人の生命又は身体を害 する行為(※)のうち、当該行為が日本国内にお いて行われた場合に、日本国の法令によれば罪 に当たるもの(正当行為、正当防衛及び過失は 除く。)による死亡又は障害です。

国外犯罪被害用慰金等の支給を受けようとする方は、都道府県公安委員会に申請して支給の裁定を受ける必要がありますが、日本国内に住所を有していない方については、領事官経由で申請することも可能です。

※ 日本国外にある日本船舶又は日本航空機 内において行われたものは本制度の対象では なく、犯罪被害給付制度の対象となります。

#### ● 犯罪被害給付制度の運用状況

(昭和56[制度施行]~平成30年度)

	年度別 区分	19年以前	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	累計
	申請に係る被害者数(人) (申請件数(件))	6,507 (9,569)	<b>462</b> (565)	<b>589</b> (719)	<b>585</b> (718)	652 (810)	619 (729)	<b>558</b> (645)	<b>531</b> (623)	<b>452</b> (552)	<b>460</b> (536)	390 (454)	<b>386</b> (455)	12,191 (16,375)
	支給裁定に係る被害者数(人) (裁定件数(件))	5,790 (8,748)	<b>388</b> (510)	<b>538</b> (656)	<b>534</b> (641)	<b>663</b> (835)	<b>517</b> (621)	<b>516</b> (597)	<b>503</b> (591)	<b>422</b> (523)	<b>390</b> (470)	353 (414)	295 (332)	10,909 (14,938)
	不支給裁定に係る被害者数(人) (裁定件数(件))	<b>353</b> (469)	19 (22)	<b>28</b> (31)	29 (32)	<b>52</b> (61)	<b>56</b> (69)	<b>55</b> (65)	<b>56</b> (64)	<b>33</b> (36)	<b>50</b> (54)	<b>44</b> (47)	34 (38)	809 (988)
[	合計]裁定に係る被害者数(人) (裁定件数(件))	<b>6,143</b> (9,217)	<b>407</b> (532)	<b>566</b> (687)	<b>563</b> (673)	715 (896)	<b>573</b> (690)	<b>571</b> (662)	<b>559</b> (655)	<b>455</b> (559)	<b>440</b> (524)	<b>397</b> (461)	<b>329</b> (370)	11,718 (15,926)
	裁定金額(百万円)	19,138	907	1,277	1,311	2,065	1,509	1,233	1,243	991	882	1,001	724	32,281

#### 〔犯罪被害給付制度の概要〕

## 犯罪被害者等給付金

#### ◎ 対象となる犯罪被害

日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(過失犯を除く。)による死亡、重傷病又は障害をいいます。

#### ◎ 犯罪被害者等給付金の性格

犯罪被害者等給付金には、遺族給付金、重傷病給付金及び障害給付金の3種類があり、いずれも国から一時金として給付金が支給されます。

#### ◎ 給付金の支給が受けられる 犯罪被害者又は遺族の資格

日本国籍を有する人又は日本国内に住所を有する人です。外国籍の人であっても当該被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、日本国内に住所を有していた人については支給の対象となります。

#### ○ 給付金の算定方法

給付金の額は、犯罪被害者の年齢や勤労による収入の額などに基づいて算定されます。

## 給付金支給裁定の申請

給付金の支給を受けようとする人は、都道府県公安委員会に申請を行ってください。受付は、各都道府県警察本部又は警察署で行っています。

#### ○給付金の減額、調整

犯罪によって被害を受けた場合でも、親族間で行われた犯罪や犯罪被害者にも原因がある場合には、給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。また、労災保険などの公的補償を受けた場合や損害賠償を受けた場合は、その額と給付金の支給額とが調整されます。

#### ○「仮給付金」の支給

犯人が不明であるなど、 速やかに裁定を行うことが できない事情があるとき は、仮給付金が支給されま す。

#### ● 給付金の種類と額

給付金には、死亡した犯罪被害者のご遺族に対して支給される「遺族給付金」と、犯罪行為により重大な負傷又は疾病を受けた方に対して支給される「重傷病給付金」、身体に障害が残った方に対して支給される「障害給付金」の3種類があり、いずれも一時金として支給されます。

遺族給付金と障害給付金の額は、犯罪被害者の年齢や勤労による収入額などに基づいて算定されます。

重傷病給付金は、保険診療による自己負担相当額と休業損害を考慮した額の合算額が支給されますが、療養の期間が1か月以上で、かつ、入院期間が3日以上であること(犯罪被害に起因するPTSDなどの精神疾患の場合には、その症状の程度が、療養の期間が1か月以上で、かつ、3日以上労務に服することができない程度の場合には、入院期間がなくても対象となります。)が必要で、給付金の支給対象期間は3年を限度としています。

## 遺族給付金

#### 支給額

- ・犯罪被害者の収入とその生計維持関係遺族の人数に応じて算出した額(生計維持関係遺族に8歳未満の遺児がいる場合は、その年齢・人数に応じて加算)
- ・犯罪被害者が死亡前に療養を要した場合は、負傷又は疾病から3年間における保険診療による 医療費の自己負担相当額と休業損害を考慮した 額の合計額を加算した額

(第一順位の遺族が二人以上いるときは、その人数で除した額)

#### ◎支給を受けられる人

亡くなられた犯罪被害者の第一順位の遺族

#### ◎支給を受けられる遺族の範囲と順位

- 1 ①配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にあった人を含む。)
- 2 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の
  - ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹
- 3 2に該当しない犯罪被害者の
  - ⑦子 ⑧父母 ⑨孫 ⑩祖父母 ⑪兄弟姉妹
- ※○内数字は、支給を受けられる遺族の順位です。
  ※例~亡くなった犯罪被害者に①配偶者及び②子がいない場合は、③父母が第一順位となります。

## 重傷病給付金

#### 支給額

負傷又は疾病にかかった日から3年間における 保険診療による医療費の自己負担相当額

لے

休業損害を考慮した額 を合算した額 【上限額:120万円】

#### ◎支給を受けられる人

犯罪行為によって、重傷病(療養の期間が1か月以上で、かつ、入院3日以上を要する負傷又は疾病。PTSD等の精神疾患である場合には、療養の期間が1か月以上で、かつ、その症状の程度が3日以上労務に服することができない程度であることを要する。)を負った犯罪被害者本人。

## 障害給付金

#### 支給額

犯罪被害者の収入と 残った障害の程度に応じて算出した額

#### 【最高額~最低額】

重度の障害 (障害等級第1級から第3級までに 該当する障害) が残った場合 3,974.4万円~1,056万円

それ以外の場合

1,269.6万円~18万円

#### ◎支給を受けられる人 障害が残った犯罪被害者本人

#### ◎「障害」とは

負傷又は疾病が治ったとき(その症状が固定したときを含む。)における身体上の障害で、障害等級第1級から第14級までに該当する程度をいい、具体的には国家公安委員会規則で定められています。

また、遺族給付金についても、犯罪行為により生じた 負傷又は疾病について犯罪被害者が死亡前に診療を受 けた場合には、その負傷又は疾病から3年間における保 険診療による医療費の自己負担相当額と休業損害を考 慮した額の合算額が加算されて支給されます。

なお、犯罪行為によって被害を受けた場合でも

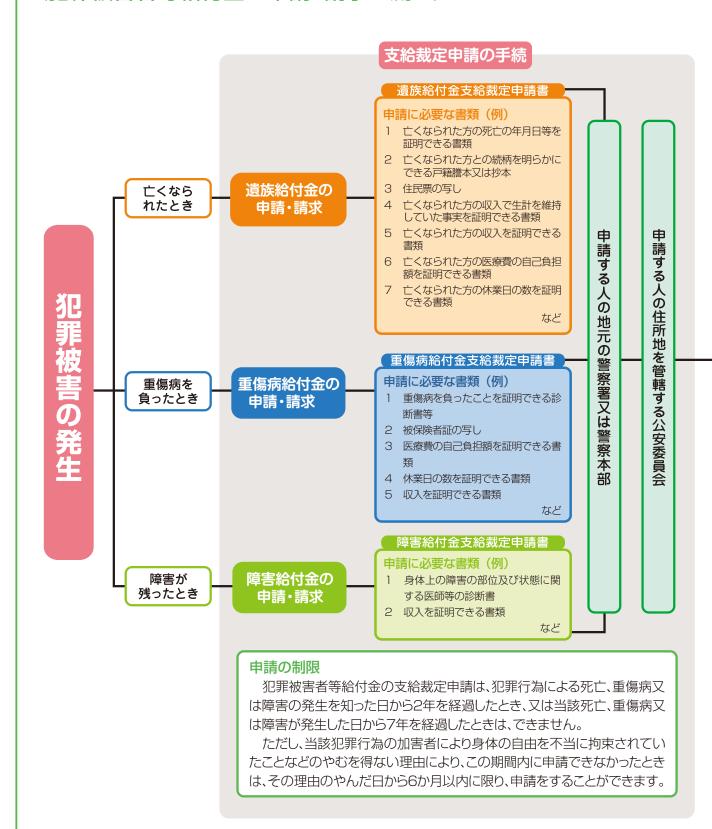
親族の間で行われた犯罪(親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合等を除く)

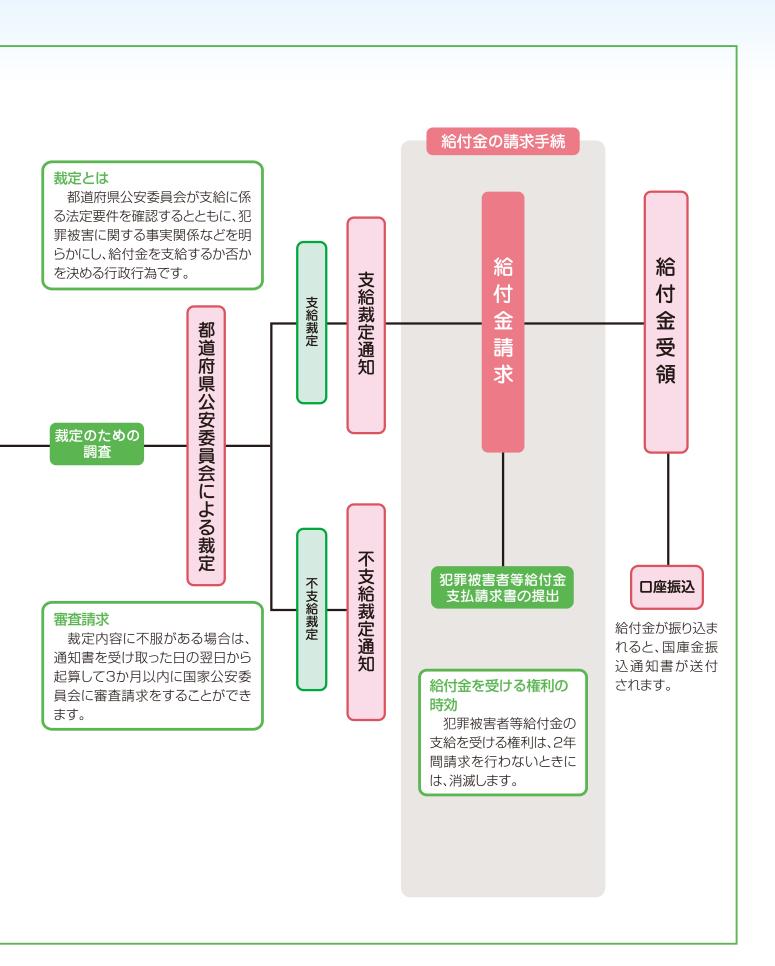
犯罪被害の原因が犯罪被害者にもあるような場合

労災保険などの公的給付や損害賠償を受けた場合

については、都道府県公安委員会の裁定により、給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。

#### 〔犯罪被害者等給付金の申請・請求の流れ〕





#### 〔国外犯罪被害弔慰金等支給制度の概要〕

#### 国外犯罪被害弔慰金

## 支給額 200万円

●支給を受けられる方

亡くなられた被害者の第一順位の遺族

- ●支給を受けられる遺族の範囲と順位
  - 1 ①被害者の配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
  - 2 被害者の収入によって生計を維持していた被害者の

②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹

- 3 2に該当しない被害者の⑦子 ®父母 ⑨孫 ⑩祖父母⑪兄弟姉妹
- ※○内数字は、支給を受けられる遺族の順位です。
- ※例~亡くなられた被害者に①配偶者及び②子がいない場合は、③父母が第一順位となります。
- ※被害者一人あたり総額200万円で、第一順位遺族が複数 人いる場合は均等に分割されます。

#### 国外犯罪被害障害見舞金

## 支給額 100万円

- ●支給を受けられる方 障害が残った被害者本人
- ●「障害」とは

負傷又は疾病が治ったとき(その症状が固定したときを含む。)における身体または精神の障害で、法で定められるもの(労働者災害補償保険制度における障害等級第1級に相当するもの)をいいます。(※)

※国外犯罪被害障害見舞金の対象となる障害

- 1 両眼が失明したもの
- 2 咀嚼(そしゃく)及び言語の機能を廃したもの
- 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- 5 両上肢を肘関節以上で失ったもの
- 6 両上肢の用を全廃したもの
- 7 両下肢を膝関節以上で失ったもの
- 8 両下肢の用を全廃したもの
- 9 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が上記と同程度以上と認められるもの

#### ◆ 対象となる犯罪被害

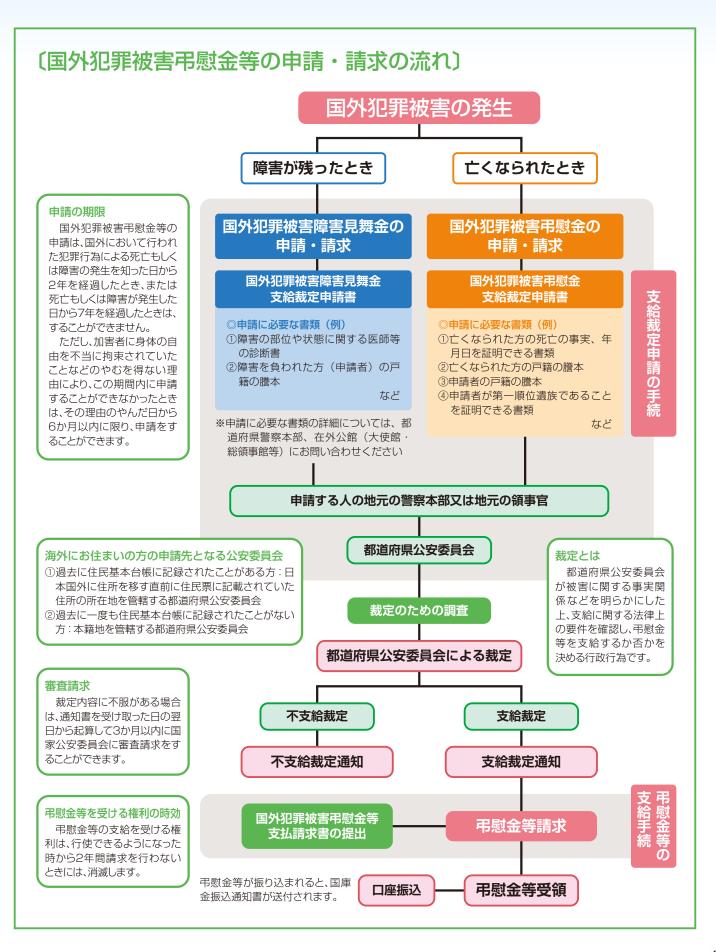
日本国外(日本国外にある日本船舶または日本航空機内は除きます。)において行われた人の生命または身体を害する行為のうち、その行為が日本国内において行われたとした場合に、日本の法令では罪に当たるもの(過失犯、正当行為、正当防衛を除きます。)による死亡または障害をいいます。

#### ◆ 被害者の資格

被害の原因となった犯罪行為が行われた時点で、 日本国籍を有する方(日本国外に生活の本拠を有し、 その地に永住すると認められる方を除きます。)

#### ◆ 被害者の遺族の資格

被害の原因となった犯罪行為が行われた時点で、日本国籍を有する方または日本国内に住所を有する方



## 4 犯罪被害者の安全の確保

#### 再被害防止措置の推進

犯罪被害者は、加害者から再び危害を加えられるのではないかという不安を持っています。特に暴力団の犯罪被害者の中には、いわゆる「お礼参り」などを恐れて届出をちゅうちょ



緊急通報装置の貸出し

し、泣き寝入りするなどのケースが見受けられます。

犯罪被害者が警察に安心して届出ができるようにする ためには、このような不安を解消し、犯罪被害者が加害者 から再び危害を加えられないようにすることが警察に求 められています。

そこで警察では、犯罪被害者との連絡を密にし、必要な助言を行うとともに、状況に応じて自宅や勤務先における身辺警戒やパトロールを強化したり、緊急通報装置を貸し出すなど、犯罪被害者への危害を未然防止するため、種々の対策を講じています。

#### 再被害防止要綱

警察では、犯罪被害者、その親族及び関係者が同じ加害者から再び危害を受けることを防止するため、「再被害防止要綱」を制定し、これに基づく措置を実施しています。

この要綱では、継続的な再被害防止措置を講ずる必要がある犯罪被害者等を「再被害防止対象者」に指定すること、 警戒措置、情報収集、自主警戒指導等を行うこと、法務関係 機関との連携を強化することなどについて定めています。

## 5 犯罪被害者支援推進のための基盤整備

#### 施設の改善

犯罪被害者の事情聴取に当たっては、警察では、その 心情に配意し、応接セットを備えたり、照明や内装を改善 した部屋を利用できるようにするなどして、犯罪被害者が 安心して事情聴取に応じられるようにするため、施設の改 善に努めています。

また、犯罪被害者は、警察署や交番等の警察施設に立ち入ること自体に抵抗を感じる場合があることから、機動的に犯罪被害者の指定する場所に赴くことができ、かつ、

## 犯罪被害者のプライバシー保護などに配意しながら必要な事情聴取や実況見分などを行えるよう、移動式犯罪被

害者用事情聴取室ともいえる「被害者支援用車両」を導入して、犯罪被害者からの相談や届出の受理、事情聴取等に活用しています。



被害者支援用車両内

## 指定被害者支援要員制度

犯罪被害者に対する支援活動は、事件発生直後から 必要となります。

そこで、専門的な犯罪被害者支援が必要とされる事 案が発生したときに、あらかじめ指定された警察職員が、 各種被害者支援活動を推進する「指定被害者支援要員 制度」が、各都道府県警察で導入されています。



支援要員による病院の付添い

#### 対象事件

- 殺人、傷害、性犯罪等の身体犯
- ひき逃げ事件、交通死亡事故
- その他必要と認められる事件

#### 任 務

- 付添い
- ・医師の診察が必要な場合の病院の手配、付添い
- ・実況見分の立会い
- ・自宅等への送迎

#### ● ヒアリング

- ・心配事の相談受理
- ・事情聴取や被害者調書の作成又はそれらの補助

#### ●説明

- ・「被害者の手引」の交付
- ・刑事手続等の説明
- ・家族、会社、学校等に対する説明
- 定期的な被害者連絡
- 民間被害者支援団体、部外の カウンセラー等の紹介

## 4. 各分野における施策

## ● 性犯罪被害者への対応

強制性交等、強制わいせつなどの性犯罪は、被害者の 尊厳を踏みにじり、身体的のみならず精神的にも極めて 重い被害を与える犯罪です。このため、警察では、従来か ら殺人、強盗等と並んで性犯罪を重要犯罪として捉え、 その捜査に力を入れてきました。

性犯罪の被害者は、精神的なダメージなどから、警察への被害申告をためらうことも多く、性犯罪は特に被害が潜在化しやすい犯罪です。

そこで、警察では、性犯罪の被害者の精神的負担を軽減するとともに、被害の潜在化を防止するため、次のような施策を推進しています。

## 性犯罪被害者が希望する 性別の捜査員による対応

性犯罪の被害者が捜査の過程において受ける精神 的負担を少しでも緩和するためには、性犯罪被害者が 希望する性別の捜査員が対応することが重要である ため、各都道府県警察では、男性警察官、女性警察官の 双方を性犯罪指定捜査員に指定するよう努めていま す。性犯罪指定捜査員は、被害者からの事情聴取を始 め、証拠採取、被害者立会いの実況見分、被害者に対す る刑事手続についての説明など、性犯罪の被害者にか かわる様々な業務に従事しています。

#### 性犯罪捜査指導官等の設置

都道府県警察では、警察本部に「性犯罪捜査指導官」 及び「性犯罪捜査指導係」を設置し、性犯罪の捜査の指導・調整、発生状況の集約、性犯罪捜査に関する知見を 有する捜査員の育成などを行っています。



性犯罪指定捜査員の指定書交付式

## 証拠採取における配慮

性犯罪の被害を受けた場合、その証拠となるものが被害者の身体や衣類に残されていることが多く、その痕跡が失われないよう、被害直後に証拠の採取や衣類の提出が必要となることがあります。

しかし、被害直後のショックや羞恥心から、これを負担に感じる被害者も少なくないことから、各都道府県警察では、そのような負担をかけずに採取を行えるよう、採取要領を定めたほか、採取に必要な用具、被害者の衣類を預かる際の着替えなどを整備しています。



女性医師による診断

#### ● 性犯罪被害者への対応

## 性犯罪被害相談電話全国共通番号 「#8103(ハートさん)」の導入

性犯罪の被害に遭われた方が相談しやすい環境を整備するため、各都道府県警察の性犯罪被害相談電話窓口につながる全国共通の短縮ダイヤル番号(#8103)を平成29年8月から導入しています。ダイヤルすると発信された地域を管轄する各都道府県警察の性犯罪被害相談窓口につながります。





## 性犯罪の被害に遭われた方へ ~~人で悩まず、まずは相談を~

山梨県警察本部警務部警務課被害者支援室

ある日突然、何の前ぶれもなく被害に遭い「私が 悪かったのかな」「どうすればよいのか分からないけ ど、誰にも知られたくない」と一人で悩んでいません か。

性犯罪は、あなたの人権や尊厳を踏みにじる卑劣 な犯罪です。決してあなたは悪くありません。

不安や苦しみを一人で抱え込まずに、我々警察を 信じて頼って下さい。我々はあなたの味方です。

まずは、勇気を出して

性犯罪被害相談電話「#8103(ハートさん)」にお電話を下さい。24時間対応しています。

警察では、犯人を検挙するとともに、あなたの心に 寄り添い、少しでも苦しみを和らげたいと思っていま す。希望に応じて事情聴取を女性警察官が担当した り、病院に付き添うことができます。また臨床心理士 等の専門家によるカウンセリングを受けることもで きます。

あなたの気持ちを一番に尊重するとともに、プライバシーは厳守します。

安心して相談して下さい。

あなたが一日でも早くおだやかな暮らしを取り戻せるようになること、それが私たちの願いです。

#### 緊急避妊等の経費負担

性犯罪に遭われた方の負担の軽減を図ることを目的 として、その被害にかかる初診料、診断書料、緊急避妊 費用などについて、その費用を公費により負担する制 度を各都道府県警察において運用しています。また、こ れにより、被害申告を受けるなどして、潜在化している 同種事案の拡大防止も図っています。

## 関係機関との連携強化

性犯罪捜査に当たっては、被害者の負担軽減やその 支援のため、ワンストップ支援センターを含む民間被 害者支援団体などとも連携しています。

また、事件発生時における迅速かつ適切な診断・治療を行うほか、証拠採取や女性医師による診断などを行うため、産婦人科医師会等とのネットワークを構築し、連携強化に努めています。

## 交番における 安全対策の推進

性犯罪被害への不安を抱えている方の安全対策を推進するため、相談者の希望する性別の職員が対応できるよう、性犯罪の発生状況等を勘案し、交番に女性警察官を配置して、相談への対応やアドバイスを行うほか、必要に応じてパトロールなどを行っています。

また、交番では、相談者のプライバシーを保護するため、外部からの視線や防音に配慮したコミュニティルーム等を設置するなど、女性が安心して相談できる環境の整備に努めています。

## 鉄道警察隊における 安全対策の推進

鉄道警察隊においては、女性警察官を配置するとともに、交番等に配置された女性警察官と連携し、列車内における痴漢行為や性犯罪についての相談、被害の届出に対応しています。

また、同隊では、被害の実態や発生状況に応じ、被害者に同行して通勤・通学電車に乗車するなどの警戒活動を行い、性犯罪被害の防止、被疑者の検挙に努めています。



相談者に対応する女性警察官



鉄道警察隊

#### ① 性犯罪被害者への対応

#### ●●● 『一期一会』~似顔絵捜査員として~

警察本部勤務 副主査

「おねえちゃん、またね!」女児が満面の笑みで小さな手を大きく振っている。何度も何度も振り返る彼女に「またねはないよ…。」と心の中で思いながら、「今日はありがとう、元気でね!」と私も負けないくらいの笑顔で手を振り返す。

「もう会えないなら、せめて最後に抱きしめて ください。」目に涙を浮かべながら、体を寄せて きた女性もいた。

握った手をなかなか離そうとしない女性もいた。 時間が許すのなら、もっともっとそばにいて、 彼女たちの笑顔の裏にある「助けて。」の心の声 に耳を傾けてあげたい。『性犯罪』という誰にも 言えない孤独と闘い、藁をもすがる気持ちで訪れ た『最後の砦』が警察だったのだろう。「どうか 心から笑える日が来ますように。」と祈り、帰宅 していく姿を見送っている。

私は現在、似顔絵捜査員として勤務している。 任務は事件発生後、要請のあった警察署に向かい、犯人の似顔絵を作成すること。被害者の記憶が鮮明なうちに、犯人逮捕の手がかりとなる特徴を聞き出し、絵に残す。彼女たちの記憶が頼り、それも、心に深い傷を負わせた思い出したくもない犯人の記憶である。

今まで男性警察官のみで構成されてきた係に、 初の女性、初の行政職員として着任した。当然、 第一線での捜査経験もないし、被害者支援要員に 指定されたこともない。

私が被害者と接することができるのは、似顔絵を作成しているほんの1~2時間程度。似顔絵が完成すれば、被害者とはお別れである。

自分自身の限られた任務にもどかしさを感じながらも、強い信念だけは持ち続けている。それは、被害者の『心』に親身に寄り添い、生きる『ささえ』となれる似顔絵捜査員でありたいということ。

「ママには内緒だけどね、この間、野良猫を家に入れちゃった。」「じゃぁ私たち二人だけの秘

密だね? |

「うん、秘密だよ!」

あどけない顔でにっこり笑う、彼女はまだ小学生だ。数分前、お母さんに手を引かれ、不安そうに警察署にやってきた。

「お母さんがいなくても大丈夫だよね?」

できれば彼女と二人きりになりたい私の気持ちを察してか、お母様は席を外してくださった。泣きそうだった彼女が笑顔で打ち明けてくれた内緒話に、ほっと胸をなでおろしたことを覚えている。

事件は、路上で遊んでいたところ、知らない男に抱きつかれ、「こういう遊び知ってる?」とわいせつな行為をされたというもの。

「バッグを斜めにかけていて、ここにこういう のが付いてるの。」「パーカーから出ている紐 は、左側が長く出ていて、右側はバッグの下に挟まってるの。」

「唇はカサカサだったよ、目はねぇ…。|

次から次へと懸命に伝えてくれる犯人の情報に、私も真剣に耳を傾け、犯人につながることなら一つも漏らさず絵に残そうと必死にメモを取った。彼女の協力のおかげで、犯人の顔や全身像、所持品等、4枚の絵を完成させることができ、後に、まさに彼女の記憶どおり、似顔絵どおりの男が検挙された。

子供の記憶力、観察力には毎回驚かされると同時に、こんなに幼いうちから被害の記憶が刻まれ、大人になるにつれて、された行為の内容を理解していくのかと思うと、胸がしめつけられる思いがする。

似顔絵捜査員の私が一緒に過ごせる時間はほんの僅かだけれど、絵を描くのが好きな子とは一緒にお絵描きをし、歌うのが好きな子とは一緒にお歌も歌う。警察は怖い場所でも叱られる場所でもなく、助けてくれる温かい場所なんだと記憶してくれることを願って…。

#### 『寄り添う』

よく耳にする素敵な言葉だ。でも、我々警察 は、本当の意味で、寄り添うことができているだ ろうか。私がそう感じる出来事があった。

似顔絵の要請を受け、向かった署にいたのは幼い女の子、すでに時刻は夜8時を過ぎており、眠たそうにぐったりしていた。

「こんばんは、お腹空いたでしょう。」と声を掛けると、彼女は「うん…。」とうつむいた後、「でもあそこに、食べ物×って絵が貼ってあるよ。」と室内に貼ってある禁止事項の貼り紙を指差しながら教えてくれるのだった。貼り紙を見てずっと我慢をしていたのかと思うと、いたたまれない気持ちになり、「特別に許してもらうから待っててね。」と伝え、担当の刑事に声を掛けた。隣にいたお母様の安堵の表情が今でも忘れられない。

事件直後、早期に似顔絵を作成することは、今後の捜査に非常に有効ではあるが、それは警察側の都合や発想である。何よりも、今、目の前にいるのは、計り知れない心の傷を負っている被害者であり、年齢、体調、置かれた状況もみな違うということを忘れてはならない。時間に追われる第一線の捜査では、目の前の処理や犯人を捕まえることを優先し、被害者の心情に目を向ける余裕がつい欠落してしまうこともあるのだろう。

私は警察官のように事件捜査そのものは担当できないけれど、女性ならではの視点、国民により近い目線で寄り添うことはできる。私にしかできない私らしい支援、気が付いた人が気が付いた支援をする、それも被害者支援と言えるのではないだろうか。

私が被害者に、最初に掛けている言葉がある。

「よく来てくれましたね。とても勇気のいることだったと思いますよ。似顔絵は描けそうであれば描きますね。思い出すのがつらかったら、無理しなくていいんですよ。」

警察職員として、ではなく、一人の人間として、共に生きる女性として、相手が子供であろうと伝えている私の思いである。

捜査に協力してくださることに心から感謝を し、署の捜査員と連携し、与えられた任務の中 で、これからも精一杯の支援をさせていただきた いと思う。

被害者からいただいた大切な手紙がある。

『この度は、警察の方々のお陰で、犯人を逮捕していただきました。本当にありがとうございます。事件後、男性と会うことに、不安や警戒心がありましたが、お会いできたのが女性の方でホッとしました。

犯人の特徴を上手く表現できない私に対し、焦らすことなく丁寧に対応していただき、出来上がった似顔絵は犯人にとても似ていて驚きました。

「被害を訴えることさえできない人が多くいると思います。本当は事件のことなんて思い出したくないだろうけど、こうして勇気を出して来てくれたのだから、そんな犯人は捕まえましょう。」と言ってくれましたね。

私のようなちっぽけな被害で、警察の方にお世話になっていいのかと思っていましたが、そんな言葉をかけていただき、警察の方に頼っていいんだと思えました。私が被害を訴えることで、これ以上被害者が増えなければいいと思えるようになりました。

逮捕までの長い捜査の中で、お会いしたのは一度きりでしたが、私の中では存在がとても大きく、感謝の気持ちでいっぱいです。』

手紙の中での懐かしい再会に、嬉しくて涙が止まらなかった。捜査経験もなく、突然刑事の世界に飛び込んだ私を支えてくれていたのは、実は被害者である彼女たちなのではないだろうか。彼女たちの言葉に、私自身が励まされてきたように感じている。

性犯罪は犯人が捕まれば終わるわけではない。 忘れることもできないだろう。でも自分の胸に押 し込めて生きていくより、向き合う勇気を持って 闘ったことに、私は同じ女性としてエールを送り たい。

「勇気を出して警察に来てくれて、本当にありがとう。」

警察職員による被害者支援手記のHP

https://www.npa.go.jp/higaisya/syuki/index.html

## 2 被害少年の保護

## ● 被害少年への支援活動

心身ともに未成熟な少年が、犯罪、いじめ、児童虐待などの被害に遭った場合、それによって受ける精神的ダメージは大人に比べて非常に大きく、また、大人のように苦しい心のうちを言葉などで表現して自由に発散する術を持たないことから、心の傷は大人以上に根の深いものとなりがちです。

こうした精神的ダメージにより、問題行動に走るなど、 少年の健全な育成を害されるケースが多くあります。

警察では、少年の特性に配意しながら、犯罪などの被害を受けた少年(被害少年)の精神的ダメージを軽減し、その立ち直りを支援する活動を推進しています。

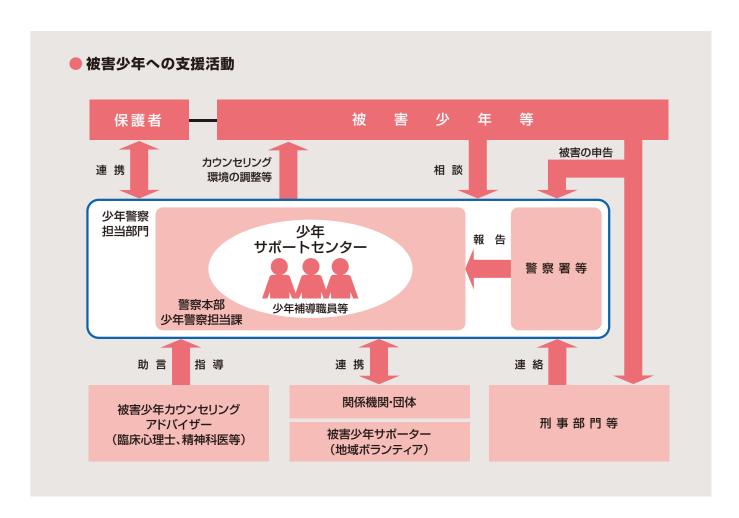
## 専門職員等による継続的な支援活動

少年の被害時の状況や、精神的ダメージの程度などを総合的に判断し、被害からの回復のために「継続的な支援が必要」と認められた場合には、少年や保護者に対する適切な助言・指導に努めるとともに、関係機関・団体とも協力しながら、カウンセリングの実施や少年の家庭環境をはじめとする周囲の環境の調整を行うなど、精神面・環境面での継続的な支援を行っています。

こうした活動は、少年の特性・心理に関する知識やカウンセリングに関する技能を有する少年補導職員が中心的な担い手となっています。

また、臨床心理士、精神科医師などの部外専門家を「被害少年カウンセリングアドバイザー」として委嘱し、 支援に当たって助言を受けながら活動しています。

さらに、地域におけるボランティアを「被害少年サポーター」として委嘱し、支援を担当する警察職員と一体となって活動しています。



## 少年相談窓口の充実

被害少年の悩みごと、困りごとなどの相談に適切に対応するため、各都道府県警察において、少年相談のための専用の窓口を設け、面接相談などを受け付けています。また、相談者がより利用しやすいように、「ヤング・テレホン・コーナー」などの名称で電話による相談窓口を設けたり、ファックスやメールでの相談の受理などを進めています。

少年又はその保護者等から相談があった場合には、内容に応じ助言その他の援助が行われ、継続的な支援が必要なものについては、支援担当者に引き継がれます。また、他の機関において取り扱うことが適当と認められる場合には、それらの引継先、連絡方法が教示されるなど、引継ぎが確実に行われるようになっています。

面接の場所は、できる限り他人の目に触れず、話し声が聞こえないような、相談者が落ち着ける少年相談室などで行われます。

相談担当者は、相談者が安心して自ら話せるように配慮し、また、相談者の年齢、性別、性格等に応じ、分かりやすい言葉で指導・助言を行います。

このように、相談や支援の担当者は、被害少年の支援に当たり、その心情に対して十分に配慮するとともに、秘密を保持しますので、安心して相談することができます。

また、警察庁では、被 害少年等が容易に相談で きるよう、相談内容等に 応じた相談窓口を案内す るウェブサイトを構築 し、警察庁ウェブサイト において公開していま す。



https://www.npa.go.jp/bureau/ safetylife/syonen/annai/index.html

#### 少年サポートセンター

被害少年の支援は、それぞれのケースについて息の長い取組が必要です。

そこで、警察では、少年補導職員を中心とする少年問題の専門組織である「少年サポートセンター」をすべての都道府県警察に設置して、よりよい支援活動を実施するための組織的な取組に努めています。

少年サポートセンターを設けるに当たっては、少年や 保護者等に心理的圧迫を与えないよう、警察施設以外 の場所への設置を進めており、警察施設に設置する場合 でも専用の出入口や専用の相談室を設けるなどの配慮 を行っています。

少年サポートセンターは、都道府県警察本部所在地及び主要な都市を中心に設置され、被害少年やその保護者等に対する支援活動を行うとともに、さまざまな角度から被害少年の立ち直りのための支援を行うため、学校や児童相談所などの関係機関やボランティアとのネットワークづくりにも取り組んでいます。



少年用カウンセリングルーム



#### 2 被害少年の保護

## ● 児童虐待への対応

児童虐待は、人格形成期にある児童の心身に深刻な影響を及ぼす重大な問題であることから、警察では、児童虐待の防止等に関する法律の趣旨を踏まえ、児童相談所などの関係機関と連携し、児童の安全確認と安全確保を最優先にした対応を行っています。

#### 早期発見と通告

早期発見の徹底を期するとともに、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに児童相談所などに通告しています。

## 児童の安全の確認及び安全の確保

児童虐待が疑われる事案を認知した場合には、児童の 安全を直接確認し、児童相談所に立入調査や一時保護 の対応を働き掛けたり、適切に事件化措置を講ずるな ど、被害児童の安全の確認及び安全の確保を最優先と した対応に努めています。

#### 援助要請への対応

児童相談所長等から警察署長への援助が要請された 場合は、対応の方法、役割分担などを協議し、事案に即し た適切な援助を実施しています。

#### 児童の支援

児童相談所などの関係機関との適切な連携と役割分担の下で、専門職員等による児童のカウンセリング、保護者に対する助言・指導などを実施しています。

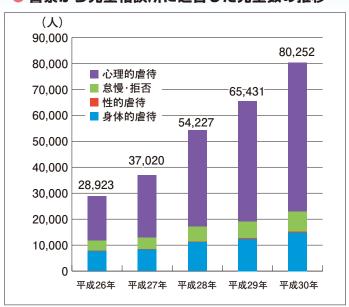
#### 適切な事件化

事件として取り扱うべき事案については適切に事件 化しています。

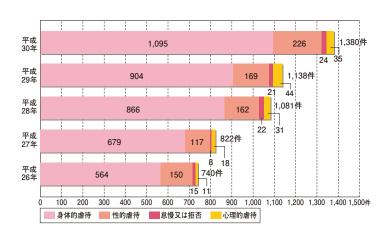
## 関係機関との連携強化

児童相談所長をはじめ、保健医療機関、学校、民間被害者支援団体などの関係機関・団体との実質的かつ効果的な連携をより一層強化しています。

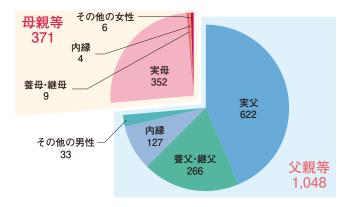
#### ● 警察から児童相談所に通告した児童数の推移



#### ● 児童虐待事件の検挙件数



#### 加害者と被害者の関係(平成30年)



注:「その他の男性、女性」は、祖父母、伯(叔)父母、父母の友人・知人等で保護者と認められる者。

## 3 暴力団犯罪の被害者への対応

### 被害者支援の現状

暴力団犯罪の被害者は、警察に相談することによって 暴力団員から「お礼参り」や嫌がらせを受けるのではな いかとの不安を抱いている場合が少なくありません。

そこで、警察では、こうした被害者の安全を確保しつつ、積極的な被害の申告を促すため、専用電話を開設するなどして暴力団関係相談の受理体制を整備し、相談者の不安感が取り除かれるよう助言を行うとともに、事件検挙、暴力団対策法の規定に基づく中止命令等の発出、警告等の措置を講じているほか、都道府県暴力追放運動推進センター(以下「都道府県センター」という。)や各弁護士会民事介入暴力対策委員会などとも連携しつつ、事案の内容に応じて適切な解決がなされるよう努めています。

また、暴力団犯罪の被害者からの申出に基づいて、

#### 暴力団員への連絡や連絡先の教示

#### 被害回復交渉についての助言

#### 被害回復交渉を行う場所としての警察施設の供用

などの援助を行うことにより、暴力団犯罪による被害の 回復を図っています。

平成23年12月、「保護対策実施要綱」を新たに制定し、暴力団犯罪の被害者や参考人、暴力団等との関係の遮断を図る企業関係者等の安全を確保するため、身辺警戒員を指定して保護対策を強化したほか、パトロールを徹底するなどして、危害を未然に防止するよう努めています。

#### ● 暴力団関係相談件数の推移



## 損害賠償請求制度について 〜被害者側の立証負担の軽減

平成20年、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正により、指定暴力団員がその暴力団の名称を示すなどして資金獲得行為を行うに際して、他人の生命、身体又は財産を侵害した場合には、その指定暴力団の代表者等が、これによって生じた損害を賠償する責任を負う事が規定されました。

この規定により、例えば、

- ●指定暴力団員による恐喝の被害に遭った
- 指定暴力団員から要求されたみかじめ料の支払を 断ったために、暴力行為を受けた

などの被害を受けた場合に、これまでよりも、損害賠償請求を行う際の被害者側の立証負担が軽減されます。

## 都道府県センターとの連携

都道府県センターでは、警察その他の関係機関などとの連携の下、暴力追放相談委員として委嘱された弁護士、少年指導委員、保護司、元警察職員等がそれぞれの専門的知識、経験を生かして暴力団員による不当な行為に関する相談に応じるとともに、暴力団員による不当な行為の被害者に対する見舞金の支給、暴力団員を相手取った民事訴訟の費用の貸付けなどの事業を行っています。

都道府県センターや警察署では、「民暴相談のしおり」を配布し、その事業内容などを紹介しています。



### 4 交通事故被害者への対応

#### 交通事故被害者の現状

平成30年中の全国の交通事故発生件数(人身事故 に限る。)は、43万0.601件で、交通事故による死傷 者数は、52万9.378人でした。

交通事故被害者(ご遺族を含む。)は、多大な身体的、 精神的及び経済的打撃を受けたり、又はかけがえのな い生命を絶たれたりするなど、大きな不幸に見舞われ ていることから、このような交通事故被害者を支援す るため、各種の施策を推進しています。

## 交通事故被害者からの 相談への対応

都道府県警察においては、交通事故被害者に対して、 「被害者の手引」、現場配布用リーフレット等を活用して、

#### 刑事手続の流れ

#### 交通事故によって生じた損害の賠償を求める手続

ひき逃げ事件や相手方が自賠責保険に加入して いなかった場合に国が補償のてん補を行う制度 (政府保障事業)

#### 被害者支援に関する各種相談窓口

等について説明を実施しています。

## 交通事故被害者への 情報提供

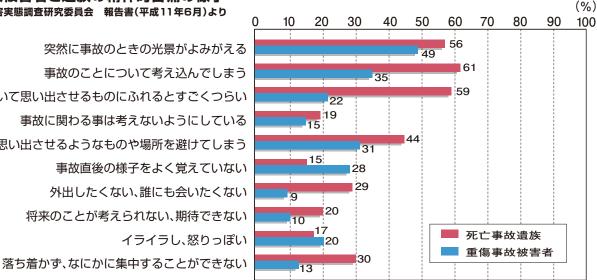
「被害者連絡制度」により、ひき逃げ事件、交通死亡事 故などの重大な交通事故事件の被害者を対象として、事 件を担当する捜査員が、捜査状況、検挙状況及び処分状 況などについて連絡を行っています。

また、被害者の方から事故の概要などについて説明を 求められた場合には、「被害者連絡制度 | 対象事件以外 の交通事故であっても、捜査への支障等を勘案しつ つ、被害者の要望に応じ、適切に捜査状況等の情報 を提供するよう努めています。

さらに、交通事故被害者から加害者の行政処分に係 る意見の聴取等の期日等について問合せがあった場合 や、交通死亡事故のご遺族、重度後遺障害を受けた 方及びその直近のご家族から加害者に対する行政処 分結果について問合せを受けた場合には、適切な情 報の提供を行っています。

#### ▶交通事故被害者と遺族の精神的苦痛の様子 交通事故被害実態調査研究委員会 報告書(平成11年6月)より

突然に事故のときの光景がよみがえる 事故のことについて考え込んでしまう 事故について思い出させるものにふれるとすごくつらい 事故に関わる事は考えないようにしている 事故を思い出させるようなものや場所を避けてしまう 事故直後の様子をよく覚えていない 外出したくない、誰にも会いたくない 将来のことが考えられない、期待できない イライラし、怒りっぽい



平成7年、8年に発生した死亡事故の遺族約500人、重傷事故の被害者約650人についてアンケート調査を行ったもの

## 都道府県交通安全活動 推進センター

都道府県交通安全活動推進センターでは、交通事故 被害者等からの交通事故相談に応じています。

交通事故被害者は、交通事故により、身体的、経済的被害のほか、精神的被害を受けることが多いことから、被害者に対する支援として、交通事故の保険請求、損害賠償請求、示談等の経済的被害の回復に関することだけでなく、カウンセリングなどの精神的被害の回復に関することを内容とする交通事故相談を実施する必要があります。そこで、都道府県交通安全活動推進センターでは、職員のほか、弁護士等を相談員として配置し、交通事故の保険請求、損害賠償請求、示談等の経済的被害の回復に関する相談に応じるだけでなく、交通事故による精神的被害の回復に関しても、交通事故被害者からの相談に応じ、適切な助言をしています。

平成30年度の都道府県交通安全活動推進センターにおける交通事故相談の実施状況をみると、事故捜査に関する相談を中心として、9,478回の相談に応じています。

なお、全国の相談員の総数は、平成30年度末で184 人となっています。

## 交通事故事件捜査における 二次的被害の防止

## 被害者の心情に配意した適切な対応

捜査過程における被害者に対する二次的被害 を防止するため、事情聴取や被害者連絡等の実施 に当たっては、被害者の心情に配意した適切な対 応に努めています。

また、各都道府県警察本部の交通事故事件捜査 担当課に設置された被害者連絡調整官等が、交通 事故被害者の心情に配意した適切な対応が行わ れるよう、各警察署において実施される被害者連 絡について指導を行うとともに、交通捜査員に対 して適切な被害者連絡に資する教育等を実施し ています。

## 事故原因の徹底究明に向けた適正かつ緻密な交通事故事件捜査の推進

交通事故被害者の心情に配意しつつ、適正かつ緻密な交通事故事件捜査を一層推進するため、各都道府県警察本部の交通事故事件捜査担当課に設置された交通事故事件捜査統括官及び交通事故鑑識官が、悪質な交通事故、事故原因の究明が困難な交通事故等について、組織的かつ重点的な捜査を行うとともに、綿密な実況見分や鑑識活動を行うなど、交通事故事件捜査の強化に努めています。

被害者の「真実を知りたい」という強い要望に応えるためにも交通事故鑑識官養成研修をはじめとする各種捜査研修を実施し、捜査員の能力向上を図るとともに、3Dレーザースキャナ、防犯カメラ、ドライブレコーダ等客観的な証拠資料の収集に資する各種機器の整備、捜査への活用を進めるなど、科学的な捜査を推進して、事故原因の徹底究明を図っています。

## 被害者から事情聴取を 行う場合の配意

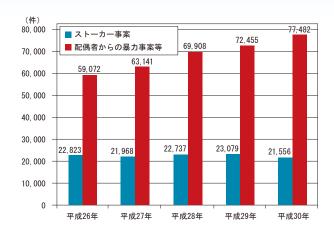
被害者から事故の事情聴取を行う場合には、その言い分を十分に聴取するとともに、遺族調書等を作成する場合においても、その意向に十分配意して、適切な時期に作成するなど、その心情に配意した捜査活動に努めています。

## 5 ストーカー事案・配偶者からの暴力事案等への対応

ストーカー事案や配偶者からの暴力事案等は、加害者の被害者に対する執着心や支配意識が非常に強いものが多く、また、加害者が、被害者等に対して強い危害意思を有している場合には、検挙されることを顧みず大胆な犯行に及ぶこともあるなど、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが大きいものです。

このため、警察では、ストーカー事案や配偶者からの暴力事案等を始めとする人身の安全を早急に確保する必要の認められる事案に一元的に対処するための体制を確立し、被害者等の安全の確保を最優先に、法令の積極的な適用による加害者の検挙のほか、被害者等の安全な場所への避難や身辺の警戒、110番緊急通報登録システムへの登録、ビデオカメラや緊急通報装置等の資機材の活用等による被害者等の保護措置等、組織による迅速・的確な対応を推進しています。さら

#### ● ストーカー事案・配偶者からの暴力事案等相談等件数の推移



に、被害者等からの相談に適切に対応できるよう、「被害者の意思決定支援手続」等を導入しています。

#### ● ストーカー事案への対応状況の推移

区分	年次	26	27	28	29	30
	刑法犯・他の特別法犯	1,917	1,872	1,919	1,699	1,594
検挙状況	ストーカー規制法違反	613	677	769	926	870
快学认儿	ストーカー行為罪	598	647	735	884	762
	禁止命令等違反	15	30	34	42	108
ストーカー規	警告	3,171	3,375	3,562	3,265	2,451
制法に基づく	禁止命令等	149	145	173	662	1,157
対応	警察本部長等への援助の申出の受理件数	7,649	8,139	8,252	9,007	7,647
その他の対応	加害者への指導警告	9,426	9,858	11,598	12,264	11,210
	被害者への防犯指導	19,680	19,703	22,097	22,549	21,358

#### ● 配偶者からの暴力事案等への対応状況の推移(注)

区分	年 次	26	27	28	29	30
検挙状況	刑法犯・他の特別法犯	6,875	7,914	8,291	8,342	9,017
	保護命令違反	120	106	104	80	71
配偶者暴力防	裁判所からの書面提出要求	2,967	2,794	2,505	2,223	2,092
止法に基づく	裁判所からの保護命令通知	2,576	2,415	2,143	1,859	1,726
対応	警察本部長等への援助の申出の受理件数	20,741	21,642	21,271	21,904	21,846
その他の対応	加害者への指導警告	25,598	31,752	39,851	44,361	51,172
C ONTEROXY NO	防犯指導・防犯機器貸出し	52,556	55,055	62,129	66,042	72,040

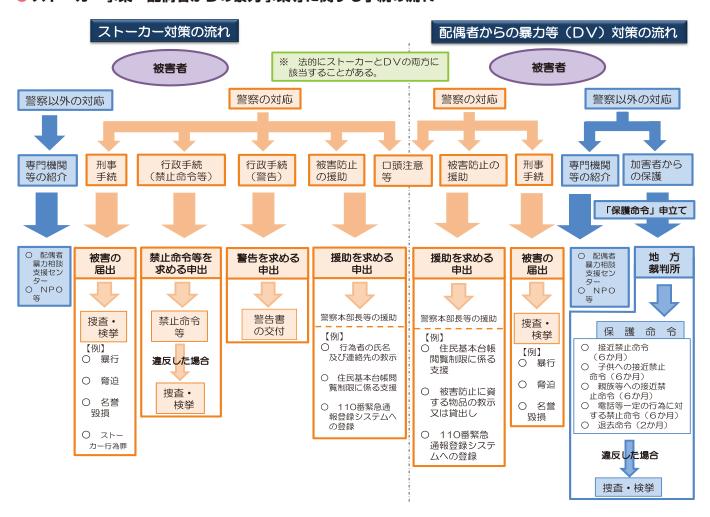
<sup>(</sup>注)平成25年6月に成立した配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、26年1月3日以降、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手方からの暴力事案についても計上している。

#### 被害者の意思決定支援手続

被害者の意思決定支援手続は、事案の危険性やストーカー規制法等に基づき警察が執り得る措置等を被害者等に図示しながら分かりやすく説明し、被害者等が求める対応についての意思決定を支援するためのも

のです。警察では、この手続により被害者等の意思を 明確にすることで、被害者等と共通認識を持って、よ り迅速・的確な事案対応を図っています。

#### ■ ストーカー事案・配偶者からの暴力事案等に関する手続の流れ



## ストーカー加害者に対する精神 医学的・心理学的アプローチ

警察では、ストーカー加害者に対する精神医学的・心理学的アプローチに係る調査研究を実施してきたところ、その結果を踏まえて、警察官が地域精神科医等に加害者への対応方法や治療・カウンセリングの必要性について助言を受け、加害者に受診を勧めるなど、地域精神科医等との連携を推進しています。

## 関係機関・団体との連携

被害者等の安全確保を図るためには、加害者に対しては検挙措置等を執るとともに、被害者等に対しては安全な場所へ速やかに避難させるなどの保護措置の徹底が不可欠です。このため、警察では、被害者等の一時保護等を行う婦人相談所や配偶者暴力相談支援センター等の関係機関・団体と連携を図っています。

## 5. 関係機関・団体などとの連携

### 公益財団法人犯罪被害救援基金

公益財団法人犯罪被害救援基金は、昭和56年5月に 広く国民から募った浄財を基に設立されました。

主な事業として、犯罪被害者遺児に対する奨学金の給与を行っているほか、生活相談、民間被害者支援団体に対する様々な協力も行っており、我が国の犯罪被害者支援の充実に寄与しています。

公益財団法人犯罪被害救援基金のHP http://kyuenkikin.or.jp/

#### 公益社団法人全国被害者支援ネットワーク

全国被害者支援ネットワークは、8県に設置された民間被害者支援団体により、平成10年5月に設立されました。その後、全国被害者支援ネットワークの加盟団体は年々増加し、平成21年7月には47都道府県すべてに設置された民間被害者支援団体が加盟することとなりました。

全国被害者支援ネットワークでは、

全国犯罪被害者支援フォーラムの開催など情報 交換に関する事業

全国研修会など教育・訓練に関する事業

犯罪被害者支援に関する調査・研究事業

広報・啓発に関する事業

などを行っています。

特に、広報・啓発に関する事業として、全国被害者支援ネットワークの活動の契機となった、平成3年の「犯罪被害給付制度発足10周年記念シンポジウム」が開催された日(10月3日)を「犯罪被害者支援の日」と定め、各種キャンペーンを行っています。

公益社団法人全国被害者支援ネットワークのHP http://www.nnvs.org/

### 各都道府県の民間被害者支援団体 (公益社団法人全国被害者支援ネットワーク加盟団体)

全国被害者支援ネットワークには、平成30年10月現在で、各都道府県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体として指定を受けた47の民間被害者支援団体(平成27年6月に全都道府県に設立)と、その指定を目指す1の民間被害者支援団体が加盟しています。また、これらの団体のうち、寄付金控除等の対象となる公益社団法人に41団体、認定特定非営利活動法人に6団体が認定されています。

民間被害者支援団体は、警察や関係機関と連携を図り ながら、

被害者支援に関する広報・啓発活動

電話相談、面接相談

病院や裁判所などへの付添い

被害者・遺族の自助グループ支援

ボランティア相談員の養成・研修

などの活動を行い、被害者の精神的被害の回復など被害の早期軽減に大きな役割を果たしています。

#### 犯罪被害者等早期援助団体

犯罪被害者等早期援助団体とは、「犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるように支援することを目的として設置され、犯罪被害者支援に関する事業を適正かつ確実に行うことができると認められる営利を目的としない法人」であって、その事業を行う者として、都道府県公安委員会から指定を受けた団体をいい、具体的事業として

犯罪被害者等の支援に関する広報・啓発活動

犯罪被害等に関する相談への対応

犯罪被害者等給付金の裁定の申請補助

物品の貸与又は供与、役務の提供その他の方法による犯罪被害者等の援助

を行っています。

犯罪被害等を受けた直後の被害者やご遺族は、混乱や精神的ショックなどにより、自ら援助を求めることができない場合があります。こうしたことから、犯罪被害者等早期援助団体では、被害者やご遺族の同意を得た警察本部長等から、犯罪被害の概要などに関する情報の提供を受け、被害者やご遺族に積極的にアプローチし、必要とされる援助を行っています。

## 警察と関係機関・団体などとの ネットワークの構築

犯罪被害者のニーズは、生活上の支援をはじめ、医療、公判に関することなど極めて多岐にわたっています。 したがって、警察においてそのすべてに対応することはできず、総合的な犯罪被害者支援を行うためには、司法、行政、医療、報道機関等の犯罪被害者支援に関係する機関・団体などが相互に連携していくことが必要です。

こうした考え方に基づき、警察のほか、関係機関・団体、県などで構成する「被害者支援連絡協議会」が全都道府県に設立されています。この連絡協議会の下、各機関・団体等の緊密な連携とご協力により、犯罪被害者のニーズに対応した支援活動を推進しています。

さらに、個々の事案において、犯罪被害者の具体的なニーズを把握し、よりきめ細かな支援を行うために、警察署等を単位とした連絡協議会(被害者支援地域ネットワーク)を構築しています。

## 「社会全体で被害者を支え、 被害者も加害者も出さない 街づくり」に向けた気運の 醸成への取組

犯罪被害者が受けた被害の軽減、回復には、周囲の方の理解や共感、配慮、協力がとても大切です。

地域社会において、犯罪被害者が受けた痛み、命の大切さ、支援の必要性などに理解が深まれば、「社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくり」に向けた気運が醸成され、ひいては「安全で安心して暮らせる地域社会」の実現にも大きく役立つものと期待されています。

警察では、民間被害者支援団体などの関係機関・団体と連携しながら、中学生・高校生を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」を開催するなど、あらゆる機会を利用して犯罪被害の実態や犯罪被害者支援の重要性などに関する広報啓発活動を行っています。



命の大切さを学ぶ教室

## 犯罪被害者支援の その他の取組

警察以外においても、検察庁のほか、裁判所、都道府県、市町村などで様々な犯罪被害者支援のための取組が行われています。

その他、日本司法支援センター(法テラス)では、犯罪被害者支援業務に精通した弁護士の紹介などを行ったり、弁護士会では、犯罪被害者に対する無料法律相談を実施しています。

法務省のHP

#### http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji\_keiji11

法務省のホームページ「犯罪被害者の方々へ」のコーナーでは、被害者等通知制度を始めとした被害者保護と支援のための制度について紹介されています。

- 検察庁「犯罪被害者の方々へ」HP http://www.kensatsu.go.jp/higaikaihuku/ category 000009.html
- 裁判所「犯罪によって被害を受けた方へ」HP http://www.courts.go.jp/vcms\_lf/ higaiouketakatae-leaflet271022.pdf
- 法テラス(日本司法支援センター)HP http://www.houterasu.or.jp/



犯罪被害者週間の広報活動

#### ● 公益社団法人全国被害者支援ネットワークに加盟する民間被害者支援団体一覧表

#### 令和元年9月1日現在

都道府	No.	法人	名称	法人番号	相談電話	相談受付日時	設立年月	早期援助団体 指定年月
	1	公	北海道家庭生活総合カウンセリングセンター(北海道被害者相談室)	法人番号 7430005000961	011-232-8740	月~金 10時~16時	H9.5	H19.3
北海道	2	_	北・ほっかいどう総合カウンセリング支援センター(北・ほっかいどう被害者相談室)	法人番号 1450005002284	0166-24-1900	月、火、木、金 10時~15時	H21.3	-
青森	3	公	あおもり被害者支援センター	法人番号 5420005002449	017-721-0783	月、火、木、金 10時~17時 水 10時~20時30分	H19.10	H22.2
岩手	4	公	いわて被害者支援センター	法人番号 1400005005234	019-621-3751	月~金 10時~17時	H13.10	H22.6
宮城	5	公	みやぎ被害者支援センター	法人番号 7370005003285	022-301-7830	火~金 10時~16時	H12.4	H16.4
秋田	6	公	秋田被害者支援センター	法人番号 6410005001244	018-893-5937 0120-62-8010	月~金 10時~16時	H13.4	H17.4
山形	7	公	やまがた被害者支援センター ・山形窓口 ・庄内出張相談所	法人番号 9390005007943	023-642-7830 0234-43-0783	月~金 10時~16時 水 10時~16時	H16.5	H19.11
福島	8	公	ふくしま被害者支援センター	法人番号 6380005010471	024-533-9600	月~金 10時~16時	H19.7	H21.3
東京	9	公	被害者支援都民センター	法人番号 9011105004612	03-5287-3336	月、木、金 9時30分~17時30分 火、水 9時30分~19時	H4.3	H14.5
茨城	10	公	いばらき被害者支援センター	法人番号 4050005010580	029-232-2736	月~金 10時~16時	H7.7	H14.12
栃木	11	公	被害者支援センターとちぎ	法人番号 9060005007365	028-643-3940	月~金 10時~16時	H17.5	H21.7
群馬	12	公	被害者支援センターすてっぷぐんま	法人番号 5070005008143	027-253-9991	月~金 10時~16時	H10.7	H24.6
埼玉	13	公	埼玉犯罪被害者援助センター	法人番号 8030005003302	048-865-7830	月~金 8時30分~17時	H14.2	H17.4
千葉	14	公	千葉犯罪被害者支援センター	法人番号 1040005005997	043-225-5450	月~金 10時~16時	H16.2	H20.4
神奈川	15	Ν	神奈川被害者支援センター	法人番号 6020005004427	045-311-4727 045-328-3725	月~土 9時~17時 月~金 10時~16時	H13.5	H20.3
新潟	16	公	・新潟窓口 にいがた被害者支援センター ・長岡窓口 ・上越窓口	法人番号 41 10005003066	025-281-7870 0258-32-7016 025-522-3133	月~金 10時~16時	H18.2	H23.3
山梨	17	公	被害者支援センターやまなし	法人番号 7090005002885	055-228-8622	月~金 10時~16時	H19.4	H24.11
長野	18	Ν	・長野相談室 長野犯罪被害者支援センター ・中信相談室 ・南信相談室	法人番号 2100005002104	026-233-7830 0263-73-0783 0265-76-7830	月~金 10時~16時	H11.5	H24.5
静岡	19	Ν	静岡犯罪被害者支援センター	法人番号 1080005002017	054-651-1011	月~金 10時~16時	H10.5	H19.9
富山	20	公	とやま被害者支援センター	法人番号 9230005003470	076-413-7830	月~金 10時~16時	H18.9	H22.6
石川	21	公	石川被害者サポートセンター	法人番号 6220005004464	076-226-7830	火~土 13時30分~16時30分	H9.3	H23.3
福井	22	公	福井被害者支援センター	法人番号 5210005005357	0120-783-892	月~土 10時~16時	H13.11	H21.9
岐阜	23	公	ぎふ犯罪被害者支援センター	法人番号 2200005003934	058-268-8700 0120-968-783	月~金 10時~16時	H16.6	H22.11
愛知	24	公	被害者サポートセンターあいち	法人番号 8180005014301	052-232-7830	月~金 10時~16時	H10.2	H16.3
三重	25	公	みえ犯罪被害者総合支援センター	法人番号 6190005003453	059-221-7830	月~金 10時~16時	H17.10	H19.4
滋賀	26	公	おうみ犯罪被害者支援センター	法人番号 8160005002349	077-525-8103	月~金 10時~16時	H12.6	H21.7
京都	27	公	京都犯罪被害者支援センター ・ほくぶ相談室	法人番号 2130005012406	075-451-7830 0120-60-7830 0120-78-3974	月~金 13時~18時 月·木 12時~16時	H10.5	H15.10
大阪	28	Ν	大阪被害者支援アドボカシーセンター	法人番号 9120005008010	06-6774-6365	月~金 10時~16時	H8.4	H20.9
兵庫	29	公	ひょうご被害者支援センター	法人番号 9140005021283	078-367-7833	火、水、金、土 10時~16時	H14.1	H26.4
奈良	30	公	なら犯罪被害者支援センター	法人番号 3150005007931	0742-24-0783	月~金 10時~16時	H13.9	H21.10
	31		紀の国被害者支援センター	法人番号 4170005002392	073-427-1000	月~金 10時~16時 土 13時~16時	H9.5	H23.2
鳥取	32	公	とっとり被害者支援センター	法人番号 8270005002767	0120-43-0874	月~金 10時~16時	H20.10	H23.3
島根	33	公	島根被害者サポートセンター	法人番号 9280005002583	0120-556-491	月~金 10時~16時	H13.10	H26.3
岡山	34	公	被害者サポートセンターおかやま	法人番号 2260005002889	086-223-5562	月~土 10時~16時	H15.11	H23.3
広島	35	公	広島被害者支援センター	法人番号 5240005003515	082-544-1110	月~土 9時~17時	H16.2	H19.12
ЩП	36	公	山口被害者支援センター	法人番号 4250005007607		月~金 10時~16時	H12.10	H26.10
徳島	37	公	徳島被害者支援センター	法人番号 5480005005859	088-678-7830 088-656-8080	月、水~土 9時~16時	H21.4	H27.6
香川	38	公	かがわ被害者支援センター	法人番号 1470005005582	087-897-7799	月~金 10時~16時	H15.4	H26.4
愛媛	39	公	被害者支援センターえひめ	法人番号 6500005007018	089-905-0150	火~土 10時~16時	H13.3	H26.9
高知	40	Ν	こうち被害者支援センター	法人番号 3490005001850	088-854-7867	月~金 10時~16時	H19.4	H24.8
福岡	41	公	福岡犯罪被害者支援センター ・福岡窓口 ・北九州窓口	法人番号 2290005013413	092-735-3156 093-582-2796	月~金 9時~16時	H12.4	H24.6
佐賀	42	Ν	被害者支援ネットワーク佐賀VOISS	法人番号 5300005001149	0952-33-2110	月~金 10時~17時	H12.4	H24.11
長崎	43	公	長崎犯罪被害者支援センター	法人番号 2310005007131	095-820-4977	月~金 9時30分~17時	H15.3	H24.11
熊本	44	公	くまもと被害者支援センター	法人番号 5330005005329	096-386-1033	月~金 10時~16時	H15.4	H17.4
大分	45	公	大分被害者支援センター	法人番号 5320005002517	097-532-7711	月~金 9時~20時	H15.7	H21.3
宮崎	46	公	みやざき被害者支援センター	法人番号 7350005004839	0985-38-7830	月~金 10時~16時	H16.4	H17.11
鹿児島	47	公	かごしま犯罪被害者支援センター	法人番号 8340005006224	099-226-8341	火~土 10時~16時	H17.3	H19.7
沖縄	48	公	沖縄被害者支援ゆいセンター	法人番号 5360005003098	098-866-7830	月~金 10時~16時	H14.4	H19.12
	$\overline{}$							

<sup>※ 「</sup>法人」欄 ~公:公益社団法人、N:認定特定非営利活動法人(認定NPO法人)、一:一般社団法人

## 6. 被害相談電話

警察では、各種相談については、 全国共通の相談専用電話番号

## 「#(シャープ) 9110番」

性犯罪被害相談については、各都道府県警察の性犯罪被害相談窓口につながる 全国共通の相談専用電話番号

## 「#(シャープ) 8103番(ハートさん)」

により受け付けています。

そのほか、警察本部において性犯罪、少年、悪質商法、暴力団、交通事故などに関する個別の相談電話を設けているほか、警察署などに相談電話を設けているところもあります。

警察庁犯罪被害者支援室のホームページでは、各都道府県警察の被害相談窓口のリンク先を案内するページを掲載しています。

- ※ 警察庁犯罪被害者支援室ホームページにおける 各都道府県警察の被害相談窓口等の案内ページ
  - http://www.npa.go.jp/higaisya/ichiran/index.html

また、暴力団・交通事故に関する相談については、それぞれ暴力追放運動推進センター、交通安全活動推進センターにおいても受け付けています。

## 性犯罪被害相談電話



しっかり受け止めますあなたの声を



あなたの心に寄り た

- ●この番号にダイヤルしていただくと、発信場所を管轄する 都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながります。
- ●緊急を要する場合は、110番通報をお願いします。
- ●土日・祝日及び執務時間外は、当直で対応します。
- ●相談される方の電話の種類によっては、つながらない場合 があります (一部の I P電話等)。







## 警察庁

警察庁 犯罪被害者支援室のホームページ http://www.npa.go.jp/higaisya/index.html

令和元年11月作成

